

公益企業の財産評価問題と減価償却觀念の発達

——米国におけるレート・ケースの發展を中心として——

西川義朗

序

- 一、公益企業統制の基礎
- 二、公正価値原則の成立
- 三、再生産費説の滲透
- 四、投資額基準への転換
- 五、減価償却觀念の発達

- (一) 減価償却概念の混迷時代
 - (二) 初期減価償却認識の動向
 - (三) 廃棄準備及び取替會計時代
 - (四) 減価償却概念の確立
- 結——減価償却觀念の反省

序

近代設備産業の會計理論上、これまで最も論議が重ねられてきたものは、減価償却問題である。ここに検討しようとする課題も、帰するところは減価償却觀念の形成とその發展の問題を中心としている。

公益企業の財産評価問題と減価償却觀念の発達

本稿は、この減価償却觀念が、公益企業 (public utility) という特異な性格を有する設備産業の領域において、最初どのような問題との関連において展開されてきたかを明らかにし、またこの問題に関する実際の経験に基く論議が、企業会計上の減価償却とどのような関係を有してきたかを吟味し、そこにおける主要な問題点についての検討を通して、いわゆる減価償却認識の發展経緯と醇化過程について、再反省をなし、その将来に対する一つの展望を試みようとするものである。

というのは、一般的にみても、企業として最も古くから減価償却の対象とされる固定資産を巨額に保有してきているものは公益企業であり、またその経理問題について、特に強い社会的関心が払われてきている分野が公益企業にはかならないからである。

周知のごとく、公益企業は、生活必需用役を独占的に、しかも不断に供給する事業として種々の公共的規制 (public regulation) を受けてきている。その規制の中でも、特に用役価格、すなわち料金の統制がその主眼となっていることはいうまでもない。したがって、公益企業の経理問題の特質は、料金統制問題にその焦点がしばられてくるのである。この種企業の減価償却に関する觀念の特殊性もこの点に求められる。また、ここで、財産評価問題を減価償却と不可分の関係において、まずとりあげざるを得ないのも、料金統制を目的とする会計 (accounting for rate regulation) ということが、こゝでの基礎前提をなすからにはかならない。

ところで、わが国において、公益企業の料金統制、ないしそのための公正な料金設定 (rate-making) ということが、厳しく会計理論的に、また實際上切実に問題とされるようになったのは、今次大戦後のことである。これは、わ

が国の主なる公益企業が、鉄道、電信、電話事業をはじめ、電気、ガス、水道に至るまで、すべて官業的に経営されてきたことによるものとみられる。これがために、事業用役の供給価格としての料金設定は、あたかも住民に税金を課す場合のごとく、一方的、行政的判断をもって消費者に賦課してきたのである。そこでは、用役生産のための経済的諸要因を吟味して、消費価格に合理的に反映せしめるといふ考え方は殆んどみられなかったといつてよい。従来、公益企業料金を決定するに当っては、公共的財政目的とともに、いわゆる負担力主義 (what the traffic will bear principle) に立脚する行政的判断のみが、その基調をなしていたのである。したがって、企業の資本経理を前提とする費用計算、就中支出を伴わない企業出費としての減価償却のごときは、それほど意識的に問題とされなかったのである。したがって、わが国で公益企業における減価償却の重要性が反省され、種々の論議が重ねられるようになったのは、今次大戦後、この種企業の自立採算 (self-supporting) が問われるようになってからのことに属する。

公益企業料金の統制問題を、この種企業の生成時代から、その経済的存立と発展にかかわらしめてとりあげてきているのは米国においてである。これは、同国における大部分の公益企業が、その頭初から、私的資本 (private capital) に基く経営を建前として営まれてきたからにはかならない。しかし、かかる経営原則を維持、発展せしめてきたものは、同国の裁判所並びにこの種企業の統制団体たる公益企業委員会であった。したがって、米国における両者の長年に亙る公益企業統制についての経験と、それらをめぐる数多くの論議は、最初にかかげた近代減価償却觀念の形成と発展問題を究明するための最もよき手がかりを与えてくれるものといえよう。また、わが国における最近時の公益企業統制方式の基礎理念となつてゐるものも、実は、米国における公益企業の規制理念をその基調としてゐる、

といつても大過はないのである。それゆゑ、本稿においては、米国における公益企業の統制問題、特に裁判所におけるレート・ケースと、統制団体の經理統制を中心として、課題の研討を試みようとするものである。

なお、この問題の特異な性格をその根底から究明するために、最初、一応近代的公益企業統制、ないし公益企業規制 (Public Utility Regulation) の発端にまで遡つて問題の所在を吟味することから始め、さらに、この分野における伝統的減価償却觀念の背景をなす財産評価問題の輪郭を明らかならしめた後において、本論に入ることにしよう。

一 公益企業統制の基礎

自由主義經濟を基調とする米国において、私有私營を建前とする公益企業の料金統制を、最高裁判所の判決を通して制度的に確立したものは、一八七七年の有名なマン事件 (Munn v. Illinois) であるとされている。⁽¹⁾

このマン事件は、当時最大の穀物市場たるシカゴにおいて、鉄道による穀物輸送の関門を扼していた穀物倉庫業 (grain elevators) の最高料金を州政府が規制したことに対して、業者がこれを連邦修正憲法第十四条の認むるいわゆる私有財産権の侵害であるとして裁判所に提訴し、図らずも破れたケースである。というのは、それまで一般に、企業經營の価格面における自由競争を根本原則とし、また公共的事業でもこれを実践——この頃までの鉄道事業がそうであったように——してきたこの国において、かかる公共的制約が合法視されたことはまさに重大問題であった。このとき裁判長ウエイト (Waite) が下した判決の主要部分とみられるものは次の通りである。

「私有財産 (private property) は、その用途が結果的にみて公共的効果をもたらし、社会一般に影響を及ぼす場

合には、公共の利益に關与する (affected with a public interest) ことになる。したがって、人は、自己の財産を公衆が利害を有する事柄の利用に供する場合には、彼は事実上かかる利用に基く公衆の利益を認むるものである。そして、彼はそのようにして自己の創り出した公益のおよぶ限り、一般の福祉のために、公共の統制を受けることを承認しなければならぬ。彼はその財産の利用を打切ることによって、右の承認を撤回し得るが、その利用を持續する限り、公の統制に服さなければならぬ。」

「原告は、財産の所有者は、たとえその財産が公共の利益に關与していても、その利用に対する正当な代償を受ける権利を有し、また、その正当性を決定することは司法問題であり、立法問題でないと主張している。しかし、実際はそうではないのである。慣習法の支配する国々では、非常に古くから、立法府が右のごとき事情の下における料金の正当性を定める慣行となつているのである。即ち、より適切な表現をとれば、立法府が料金の最高限度を定め、その限度を越えて料金を課すことは、不当であるとしているのである。」

右の判決に対しては、その後種々の異論が提起され、特に財産の用途が「公共の利益に關与する」ということの意味内容をめぐって、これをさらに限定する論議が展開された。⁽²⁾ また立法府に料金統制の絶対的権限を認め、裁判所が不介入主義をとつたことについてもその訂正が要請された。⁽³⁾ したがって、公益企業の成立要件なり、公益企業統制の正当な在り方については、なお問題を後に残したのである。

しかしながら、このケースの判例によって強調された、社会における公共的必需事業施設としての公益企業なるものの存在と、その料金規制の不可避性ということに関しては、その後異論の介入を許さず、これが公益企業統制の基

礎前提をなすものとして、今日まで承継されてきているのである。それゆえ、マン事件は、米国における公益企業料金統制史上における画期的なケースとして、今日に至るまで重視されてきているのである。

マン事件を契機として展開されてきた公益企業の統制問題は、最初のうち、かかる統制の及び得る限界、ないしは統制権の最終的帰属という、主として法律上の権限問題に焦点がしばられた観があった。すなわち、頭初は、立法府ないし公共団体の行政的判断のみをもって、公共的統制を受くべき企業が定められるばかりでなく、その料金も、これら統制者の一方的な裁量に委ねられるべきものとされたのである。だが、このような無制限の統制権を認めようとする、いわば政府独裁主義には、繰返し反省が加えられた。⁽⁴⁾ というのは、公益企業に対し、これらの機関が、初期にみられたごとく助長政策を構じている限りにおいては、それほど問題はないものとみられたのであるが、逆に低料金政策をとる場合、それによって間接的に私企業財産の収奪 (confiscation) が生じても、独裁主義の下では救済され得ないという県念があったからにはかならない。そしてこの県念が、たんなる危惧にとどまらず、現実に私有権侵害のケースとなって現われるに及んで、裁判所としては、公益企業の行政的料金規制措置に対し、司法的審査 (judicial review) を加えざるをえなくなったのである。⁽⁵⁾

このようにして、本来行政的機能に属するものとされた公益企業に対する料金統制の合法性は、最終的に、やはり裁判所の司法的審査によって決定されることとなったのである。そこで、公益企業料金統制問題は、その後、立法府やその代理機関、ないしは公益企業委員会 (Public Utility Commission) の規制を制約するものとしての「司法審査」 (Judicial Review) の基準をめぐって展開されることとなったのである。裁判所優位の国柄とはいえ、このようにし

て、公益企業の料金統制にまで司法的制約が加えられることになったことが、この問題についての絶えざる係争をもたらし結果を導いたものといえよう。わが国では、資本主義体制をとるとはいえ、いまだ會てこの種の問題が司法的裁定にまで押し及ぼされ、これが論議の対象とされた例をみないのである。

ところで、米國連邦最高裁判所は、もともと公益企業の統制問題を、前述のごとく、私有財産の公共的利用に基づく収奪行為の有無を審査する問題としてとりあげてきている。したがって、その裁定をなすための前提条件として、まず、公益企業用に供されている財産額を正当に把握することが何よりも必要であった。すなわち、修正憲法第十四条の後段に規定する、「私有財産は公正なる報償なしに公共の用に供されることなし」というところの、私有財産額を確定することが先決問題とされたのである。というのは、報酬を受くべき財産は、稼働中の多種多様な企業財産であり、したがって、それらを全体として正当に評価することは、實際上容易なことではなかったからである。裁判所が、それまで行政権に基く事業用財産の公共的収奪行為の有無を、当該財産の評価に関連して裁定した事例は、土地その他施設の収用 (eminent domain or condemnation)、もしくは公共団体の事業買収 (public purchase) に際しての買上価格についてであった。それは、事業にとって一種の処分価値、ないしは財産の包括的讓渡価格 (commercial value) であった。これらはいずれも、後に詳述するごとく、継続事業としての公益企業における料金統制の前提となるような財産評価額とはその趣を全く異にするものであった。しかも、これらについてのケースは、それ程多くみられなかったのである。したがって、裁判所としては、従来の単純な評価觀念のみをもってしては、この問題に対する当時者——会社すなわち投資家と消費者——間の利害を公平に裁定しえないことが漸次判明したのであるが、しからは、ど

のような基準をもって、いかに評価するならば、かゝる目的を果す評価本来の趣旨に添いうるか、これを明確に示すことは、いまだ企業財務についての認識が未発達な当時としては、實際困難な問題であったのである。

(1) マン事件が提訴された一八七〇年代は、米國經濟が農業國より工業國への發展途上にあつた過渡期の時代である。また、この頃飛躍的な拡張を続けた鉄道が西部地域に達し、農産物の供給を急速に豊富ならしめたため、価格は著しく下落し、そのため農業恐慌を招いた時代である。また、この頃鉄道は投機の対象とされ、不当な差別待遇もなされた時代である。かかる窮状と不公正を打破するために起つた「農民運動」(Granger Movement)の鋒先は、まず穀物輸送機関としての鐵道事業並びに穀物倉庫事業に向けられた。その結果、州法令をもつてその運賃並びに倉庫料金を規制するグレンジャー法が相ついで制定されたのである。マン事件の判決は、かかる状態の下において、世論の支持する統制立法を合法視して、公共的料金規制(rate regulation)を是認したのである。

(2) マン事件以降、公益企業の性格を法的に限定しようとしたケースは少くないが、当時の最高裁判所が考えていた事を後に整理して示された判例によると、大要つぎのごときものであつた。結局事業の独占性と、古くからの慣例、さらに一般社会的必要という観点から判断されたのであるが、その限界は必ずしも直ちに明確にされたわけではな^い。(Wolf Packing Co. v Court of Industrial Relations of Kansas, 1923)

一、公共的に認められた特権をもつて事業を営むもので、明示されると否とにかかわらず、公共団体の構成員によつて要請された公共的用途を提供すべき一定の義務を課せられている者(鐵道その他の Common Carrier にして、公共機関の機能を分担する補助者と認められるものを意味する。)

二、あらゆる職業の統制が、植民地法あるいは議会の立法で行なわれていた最も初期の時代から、引続き統制されてきたもの

で、特に公共的利害に関係することが認められた職業に従事する者（製粉所、鍛冶屋、旅館業等これに準ずる歴史的類似職業に従事する者を意味する）

三、最初、公共的職業とはみられなかったものでも、現在公平にみてそうなたと認められるもので、その結果政府の統制に従うようになった事業（一、二以外のもの）で、公益の便宜のために営業許可（license or permit）が与えられているものを意味する。この第三の範囲を産業の発展に応じ拡大することが、その後の中心問題となった。）

(3) Spring Valley Water Works v. Supervisors (1884), Stone v. Farmers Loan & Trust Co. (1886), Chicago and Northwestern Railway Co. v. Day (1888) 等の諸事件において、当局が明かに不当な料金を強制するような場合には、裁判所はそのような統制には干渉すべきであるという消極的意見が明かにされている。

(4) Milwaukee & St. Paul v. Minnesota (1890), のケースにおいて、「州政府より、料金統制権を附与されている鉄道委員会が決定した料金は、公平にして、合法的料金であることの最後の及び絶対的なものである」というミネソタ州裁判所の判決が覆された。このとき、最高裁判所は、「委員会の決定した料金を絶対視してその適法性を吟味することを拒否したのは、会社に対し「正常なる法律上の手続」をふみないものと裁定したのである。しかし、その後 Chicago and Grand Trunk Railway Co. v. Wellman (1892) 及び Budd v. New York (1892) のケースにおいては、マン事件で樹立された原則をそのまま支持する判決がとられた。」

(5) Reagan v. Farmers' Loan & Trust Co. (1894) のケースにおいて、「はじめて不当な料金統制による財産没収の事実を指摘し、司法審査権に基づく統制料金の取消命令を発動している。かかる司法審査を加えるべきことを引続き St. Louis & San Francisco Railway Co. v. Gill (1895) のケースにおいて再確認している。」

二 公正価値原則の成立

米国において、連邦最高裁判所が公益企業料金統制問題に介入し、その一般的審査基準を確立したのは、一八九八年のスミス事件 (Smyth v. Ames) であるとされている。⁽¹⁾ このスミス事件の判例が、その後における公益企業財産評価論争の発端をなしたことはあまりにも有名である。というのは、この事件で公共的統制料金の当否を裁定する基準として、いわゆる「公正価値」(Fair Value) の観念が樹立されたからにはかならない。すなわち、最高裁判所は、「立法府の認可を得て公道 (high way) を維持する会社が課す料金の妥当性を示す、すべての計算の基礎は、公衆の便宜のために会社によって使用されている財産の公正なる価値でなければならない。」ということをし、このケースにおいて強調したのである。

右の判決によって、一般的に公益企業の料金は、「企業用財産の公正価値を料金基準 (rate base) として算定すべし」という根本原則が確立されたのである。そして「会社が権利として要求しうるものは、会社が公衆の便宜のために使用しているものの公正価値に対する『公正報酬 (fair return)』である。他方において、公衆が権利として要求し得ることは、公道の使用に対して会社の提供する用役の妥当な価値以上をとられないということである」と結論づけられたのである。それゆえ、このような公益企業統制の公準を指して、「公正価値に対する公正報酬の原則」、あるいは簡単に「公正価値原則」(fair value principle) ともいわれているのである。

ところで、公共的料金統制に対し、裁判所が私有財産保護の見地から、右のごとく公正報酬を重視することは当然

であるとしても、その他の料金水準 (Rate level) を構成する諸要因をさほど問題としなかったのは、それらの要因について、当事者間における意見の不一致をみるものが比較的少なかったからである。

料金単価を構成する要因をレート・ベース方式で示せば次の通りになる。

$$\text{単価料金} = \frac{(\text{公正価値} \times \text{公正報酬率}) + \text{営業費}}{\text{用役の単位総量}}$$

右によって明らかごとく、単価料金的高低は、用役の給付総量並びに営業費の多寡に左右される割合が實際上大きいのである。しかしながら、公益企業における給付総量は、一般に漸増の趨勢を示しながらも事業の性質上比較的安定したものとみられ、また営業費 (Operating expenses) については、例外を除き、特別の査定を経るまでもなく、その実績が是認されてきたのである。これは、労務費、原材料費等の営業費の価格については、それらが特に異常でない限り、確実な根拠をもつ実際原価 (actual cost) によることを妥当視してきたからにほかならない。⁽²⁾

つぎに、右の算定方式では、公正報酬額を直接左右する報酬率 (fair rate of return) が当然問題となる筈である。だが、この報酬率についても、同種企業の平均報酬率、あるいは一般企業における長期借入資本利率と利潤率との平均値等を斟酌して、それぞれの時期における各公益企業の標準的な報酬率が、例えば八パーセントあるいは七パーセントというように算出されてきたので、報酬率自体の高低を問題とすることは、最近までほとんどなかったのである。⁽³⁾

このようにして、料金設定 (rate-making) に際し、公正価値、すなわち財産評価額以外の要因については、その

多寡を裁量する余地を殆んど残さなかったために、問題はもっぱら財産評価に集中されることになったのである。それに、しばしば指摘されてきたごとく、スマス事件において示された公正価値の算定基準が明確性を欠いていたことが、その後の評価論争の動因ともなったのである。⁽⁴⁾

(1) スミス事件は、リーガン事件ではじめて料金統制に対する司法審査権の発動された年、すなわち一八九四年にネブラスカ州において鉄道最高料金統制法に対する司法審査基準が問題となったケース (Union Pacific Railway Case) に端を発している。最初、巡廻裁判所でこの問題がとりあげられたときは、種々の判断基準を示しながら、その何れによることにも実際上難点があることを指摘し、結論としては「立法院によって決定された料金が、公正にして妥当であるか否かを、あらゆる場合に互って決定することのできる確固たる根拠は得られず、従って問題の決定には、多くの要因が考慮されねばならない」というだけの甚だ要領を得ない判決が下されていたのである。しかもこの頃、同じようなケースがいくつか他の下級裁判所でもとりあげられていたので、最高裁判所としては、公益企業料金統制に対する基本的な裁定原則を確立する必要性に迫られていたのである。

(2) スミス事件以前には、最高裁判所は、一時、料金統制に際して統制団体が営業費を吟味する権限があるものとしていた。しかし、後にはその適正性を判定する基準を示すことが困難であり、またその適正額を査定する問題は、本来経営職能 (management function) に属するものであり、公共的統制権限外のものともみられるようになったのである。しかし、利益処分的な性質を含むもの、例えば役員の俸給とか役員及び従業員の年金、寄附金の類、関係会社への報償的支払金等について査定を加えることは認められた。また非能率による費用の削減も、明確な証拠が存在する場合に限って認められた。(E. W. Clemens, *Economics and Public Utilities*, 1950, p. 128)

(3) 一九一五年以前に、個々のケースにおいて妥当視された公正報酬は、州により、また業種によって相当開きがあったようであるが、それでも大体八パーセントを最高として、最低六パーセント程度であり、この頃は七パーセント及び七・五パーセントが最も多かつたといわれている。なお、一九一五年以降、一九二六年に至る十四年間の主なる業種別公正報酬率の平均値は、電気七・五八、ガス七・四七、天然ガス七・九六、市街鉄道六・七二、電話六・九七、水道七・〇二であり、公益企業全体としての平均値は七・一七であつた。(Nelson Lee Smith: The Fair Rate of Return in Public Utility Regulation, 1932, p. 126, p. 131)

(4) 財産の公正価値を測定するに当り、考慮さるべき事項として、裁判所が示したものは、一、最初の建設費、二、永久的改善に支出された額、三、発行済み株式及び社債の名目額と市場価額、四、最初の建設費と比較しての現在の建設費、五、法令によって特定された料金の下における財産の推定収益力、六、営業費の支払に要する金額であつた。そして、これらの諸項目のすべてを考慮し、何れを特に重視するかは、個々の場合に依じてそれぞれ公平に判断し、さらに、以上の諸項目以外の事項を考慮しても差支えないといふのであつた。

三 再生産費説の滲透

米国における公益企業の料金統制が、財産評価を基礎として、裁判所により最終的に審査されることになつたために、評価問題がこの種企業の重大関心事となつたことは、前項の記述で明らかならしめた通りである。

ところで、裁判所が宣告した財産評価基準としての公正価値そのものの内容は、既述のごとく一義性を欠き、曖昧模糊たるものであつた。そこで、公益企業の利害関係者は、それぞれの立場において、そのときどきにおいて有利と

する評価基準をとることを主張して譲らず、それがために、公正価値の評価基準をめぐる係争が繰返されることとなったのである。これらの主張のよって立つ論拠は、大別してつぎの二つに分たれる。一つは、スミス事件の判例における公正価値算定基準の第一に掲げられた「最初の建設費」(original cost of construction)ないし事業への投資額(invested amount)を原則視するいわゆる取得原価主義(Cost Principle)である。いま一つは、スミス事件以降の判例において、漸次優位性が認められるようになった財産の現在価値としての再建設費(reproduction cost of construction)ないし再生産費を論拠とするいわゆる時価主義(Value Basis)であった。その他の基準ないし評価事項は、大体二者の何れかに附随せしめられたのである。ただ財産の推定収益力(probable earning capacity)を評価基準とすることは、頭初しばらくの間問題とされたのであるが、それが本来決定すべき料金水準によって左右されるものであるから、この場合明らかに循環論法に陥入ることになるので、その後論外とされるに至った。

ところで最初のうち、公益事業会社が主張した評価基準は、スミス事件においてもみられたごとく、事業への投資額、すなわち「原価主義」であった。これは、周知のごとく、南北戦争以後二十世紀の初め頃まで、一般物価は下落の傾向にあり、その上建設方法も改善されて建設費は低下の一途を辿っていたので、設備建設頭初の価格を評価額とすることを有利としたからにほかならない。また、一部の会社では、公益事業用に資金を調達したときの資本額(株式発行価格及び社債名目額)をもって公正価値とすべきであるという主張を併せ行なったのである。これは、公正報酬を受くべき公益事業用財産は、個々の具体的財産価値の集計額とみるよりは、その全体を賄うに要した「資金」と解すべきであるという見地に立脚するものであり、裁判所における小数判事の意見にも添う主張であった。⁽³⁾

右のごとき主張に対しては、当然、消費者大衆の利益を代表する企業統制団体は、当該財産の評価時における再建設費、すなわち「時価」を基準とすべきことを主張したのである。というのは、評価基準をして建設費の低落に即せしめるということだけではなく、過去の建設費に多くの浪費部分を含むことが、当時の公益企業財務の通弊とみられていたからである。殊に開発期の鉄道事業においては、企業にとって過大な買収費の負担や、計画の失敗等に伴う損失が、建設費に算入されている場合が少なくなかったのである。また他方において、会社の証券発行の面からみても、実体財産の過大評価額を基礎とする名目資本の水割（watering）が、しばしば行なわれていたのである。したがって、このような状況の下において、会社の実際の財務数値に基く取得原価を評価基準とすることは、明らかに、消費者の利益を害するものと解されたのである。⁽⁴⁾なお、かかる過度な支出や過大評価部分を個別的に除去して、財産獲得のための正当な支出額を求めるということは、最初のうち考慮されなかったのである。それらは、単純に、現存する財産価格の査定時における評価を通して、結果的に出てくるものとみられていたのである。

このようにして、最初、公益企業は過去の取得原価ないし投資額を、また統制団体は再生産費を評価基準とすることを主張したのであるが、裁判所は、その何れをも原則視することを避けて、各ケース毎にあらゆる条件を考慮するという曖昧な態度をとったのである。⁽⁵⁾ところが、右の両者の主張は、その後、主として物価事情の逆転によって、そのところを変えることとなった。すなわち、スマス事件以降、さらに第一次大戦直前より大戦後にかけて、急速なる一般物価の上昇をみるに至ったにも拘らず、公益企業料金の引上げは抑制され、そのため公益企業は窮地に立つこととなったのである。そこで、公益企業としては、料金水準引上げを要請するために、その前提をなす料金基準を時価

に求むべきことを主張せざるをえなくなったのである。これは対して統制団体は、専ら消費者の利益を擁護する見地から、かかる異常な高物価水準に基く時価評価額を料金の算定基準とすることに反対の立場をとったことはいうまでもない。さらに、積極的に物価高騰の抑制手段として、低料金政策を堅持することに努めたのである。そのため、公益企業の経営は益々窮状に陥入り、中には財政的破綻を招く会社も出てきて、その救済を裁判所に求めざるを得なくなったのである。

かかる状況は、第一次大戦後一九二〇年代の末、すなわち大恐慌に至るまで続いたのである。この間物価は急激に上昇し、建設費もこれに比例して高騰の一途を辿ったことは周知の通りである。そこで裁判所としては、当時のレート・ケイスにおいて、統制団体が主張していた戦前の物価を基準とすることは、会社財産の真実なる価値 (real value)、すなわち公正価値を無視するものとして、これらの主張を否認する態度を明らかならしめるに至ったのである。⁽⁶⁾ その結果料金基準としては、財産の現在価値 (present value) ないし再生産費 (reproduction cost) が優位を占めることとなった。裁判所が再生産費説を支持した基本的理由、並びにこの説の理論的根拠は次の諸点に求められる。

まず、憲法上の保護を受くべき財産は、所有者がそのときに所有している財産であり、したがってその価値も、本来現在価値でなければならぬ筈である。このことは、個人所有の財産であると、法人所有の会社財産であるとを問わず妥当する。したがって、公益企業料金算定のための基準をなす企業財産についても、料金設定時における現有財産の評価額が求められねばならない。過去の取得原価を、現在の価格決定要因とすることは、かかる意味において、またそのこと自体正当視され得ない、と解されたのである。⁽⁷⁾

さらに、経済社会の発展に即応する公益企業の健全なる発達という見地からみても、現在価値を料金基準とするところが妥当される。これは、自由経済社会における需給適合の一般的法則を、公益企業の用役給付価格にも適用することの合理性を認めようとするものにほかならない。通常の解釈としては、公益企業の用役は、独占的に供給されるものであり、また需要の弾力性もあまりないために、その価格を公共政策的に固定せしめておいても企業経営にそれほど不都合を生ぜしめないものと解されがちである。しかしこの解釈は、ごく短期間の経営活動についてのみある程度まであてはまるに過ぎないのであり、絶対的とはいえない。公益企業経営といえども、一般産業と同様に、景気変動の影響を受けるものであり、少なくとも長期的には一般産業と同様の経済法則に従う需給活動を営むものとみられる。もし、このことを無視して、市場価格から遊離した固定的な供給価格、換言すれば固定的料金基準 (Fixed Rate Base) を企業に強制するならば、高物価時には料金は一般物価に比し割安となって過度の需要を刺激し、事業の拡張を促すこととなるであろう。その後低物価時に至れば、逆に料金は割高となり、需要の減退を招き、企業は高物価時に建設した過大設備の負担に苦しむ結果となることは理の当然である。このような犠牲を、事業の公共性の故をもって強いることは、私有私営を建前とする企業にとって酷であるばかりでなく、もし公益企業がかかる統制に服することもやむをえないものとするならば、そのような不利な事業への資本の誘引は困難となり、企業の発展は阻害されることになるであろう。少くとも、現在の株主の利益を害することは明瞭である。さらに、現在公益事業に投下されている資本の逃避を招き、企業の長縮を生じ、ひいては公益企業の必需用役供給義務を果すことが困難となる虞れがある。公益企業をかかえる事態に陥らしめることは、消費者にとっても不利であることはいうまでもない。それゆえ、料

金基準としての財産評価は、原則的にはそのときの市場価格、すなわち再建設費にその根拠が求められるべきである。公共的見地からする料金統制は、ただ独占的潤利が加味されたり、不公平な差別料金が課せられることを排除することを本旨とし、料金水準自体の変動を矯正することは、最少限度にとどめるべきである、と解されたのである。

以上が、再生産費説を支持する主要な論拠であった。しからば、右のごとき見解に基く料金基準としての再生産費は、どのようにして算定されていたかという点、現実の公益事業用財産を實際に調査して評価したのである。例えば電気事業では、有形固定資産を発電設備、送電設備、配電設備に機能的分類を行ない、それぞれの設備の単位数値を⁽⁹⁾実査に基き物量的に決定し、各要素別単位原価の時価を基礎として各種財産別再生産費を求め、同じく⁽⁹⁾実査に基く減価額を推定して、これを評価額から差引き、財産の現在価値を算出したのである。この計算を担当したものは、いわゆる評価技師 (engineering appraiser) であつた。したがつて、その評価はもっぱら土木、建築、機械等の技術的観点に立脚するものであり、しかもそれは監定人の行なう監定と同様に考えられていたのである。なお、無形固定資産や流動資産については、固定資産評価総額に対する若干割合をみるというのが普通であつた。⁽⁸⁾

このように、料金設定方式が技術的査定を基礎とした十数年間というものは、会社は、専属の評価人を擁して常時評価に当らせ、料金問題の係争に備えたのであるが、統制団体の側では、自からかかる実地評価をなすことは、実際上ほとんど不可能であつた。それゆえ、過去数年間の財産額の平均値、あるいは取得原価と時価とを折衷する分割評価法 (split inventory method)⁽⁹⁾ による料金基準の算定方式を主張してきたのである。だが、これらは、当時の最高裁判所が固持した既述のごとき公正価値の觀念には添わな⁽¹⁰⁾いものと断定されるに至つたのである。

以上のごとく、再生産費時価基準は、第一次大戦後の物価情勢を背景として、一般的に採用されるようになったものである。裁判所としては、最初のうち高物価水準の異常性に対する危懼の念から、そのときどきにおける時価をそのまま評価基準とすることを是認したわけではない。引続き騰貴の傾向をとってきた「数年間の平均価格」を、再生産費計算の単価に選んできたのである。しかし、一九二〇年代の半ば以降に至っても物価下落の兆候がみられなかつたので、最高裁判所は、終に再生産費時価による評価を料金基準としての「公正価値」と認めるに至つたのである⁽¹¹⁾。

- (1) Robert H. Whitten; Valuation of Public Service Corporation-Legal and Economic Phases of Valuation for Rate making and Public Purchase, 1915, pp. 42~65.
- (2) John Bauer & Nathaniel Gold; Public Utility Valuation for Purposes of Rate Control, 1934, pp. 62~63.
- (3) San Diego Rand & Town Co. v. Jasper, 1903. マサチューセッツ州は、最も古くから独自の見地(公益企業投資有価証券の統制保護)をめぐり料金統制を実施してきつゝあるが、その基準は、「公正な」投資価値」としての事業資金であつたとみられる。Irston R. Barnes; Public Utility Control in Massachusetts, 1930, pp. 122~125.
- (4) Taylor E. Groninger; Public Utility Rate making 1928, pp. 8~9.
- (5) Columbs Railway and Light Co. v. City of Columbs, 1906. Cedar Rapids Gaslight Co. v. Ader Rapids, 1909. William Roy Buckwalter; The Valuation Procedure for Rate making of The Public Service Commission of Pennsylvania, 1942, pp. 58~59.
- (6) Ben Avon Borough v. Ohio Valley Water Co, 1917. City and County of Denver v. Denver Onion Water Co. 1918. Lincoln Gasand Electric Right Co. v. City of Lincoln 1919.

- (7) Galveston Electric Company v. City of Galveston, 1922.
- (8) 拙稿「運転資本の算定問題」一橋論叢 第三十七卷第三号 二〇頁以下参照。
- (9) 分割評価法は、本来、増設などが行われた際に、旧財産の価格はそのままにして、計算の明瞭な新設財産の評価額をこれに加算して料金基準を決定する簡便法として、第一次大戦前にも採用された方法である。しかし、第一次大戦後の物価騰貴に対処して採用されたこの評価法は、新旧建設原価の折衷をはかる点に主眼がおかれた。すなわち、保有財産を一定取得日をもって二分し、旧財産については、その基準日現在の物価水準で再評価し、基準日以降に取得された新財産については実際原価で評価し、両者を合算して料金基準額としたのである。この場合、特に分割評価日をどこに求めるかが問題とされたのであるが、この方法を提唱した公益企業委員会は、最初、大戦前の正常物価を重視して、米国の参戦前に評価日を求めることを主張したのであるが、その後も高物価が続いたため、これを漸次線下げて、一九一七年とする場合が多かったようである。この評価法を、実際に一九一六年以降十年間程採用したニューヨーク州では、基準日を一九二〇年に至るまでは一九一四年とし、一九二一年以降は、これを一九一七年ないし一九一八年に線下げている。
- なお、この方法をさらに修正簡便化するものとして、以前に決定された旧料金基準額（財産評価額）について、現在の建設費指数で再評価し、それ以後に獲得された新財産については、物価趨勢指数 (price-trend index) で評価する方法が採用された。(J. M. Bryant & R. R. Herrmann; Elements of Utility Rate Determination, 1940. p. 44)
- (10) Southwestern Bell Telephone Co. v. Missouri Public Service Commission, 1923. Indianapolis Water Co. v. McCart, 1936.
- (11) Mc Cardle v. Indianapolis Water Co. 1926.

四 投資額基準への転換

多年に亙る公益企業財産についての評価論争は、前項のごとき論拠と実状によって、一時、再生産費基準に落ち着るかにみられたのであるが、一九二〇年の大恐慌後、一九三〇年代の不況期に入って事態を一変せしめる結果を導くことになった。それは、周知の如く、恐慌後の不況による急激な物価下落のため、三〇年代の前半において建設費は大戦前の水準以下に逆転したからである。そのため、もし、これまでの原則通り、再生産費に基いて料金基準を引下げるとするならば、公益企業の倒産を招くことは明瞭となった。そこで、公益企業としては、再び立場を変えて、過去の実際原価をよりどころとする料金基準を尊重せざるを得なくなったのである。これに対し、一般消費者大衆は、低物価に即応する料金引下げを要請したことはいうまでもない。実は、このような事態を迎えたことは、この頃、既に各州において、また全国的規模の下に完全に組織化されていた公共的統制機関としての公益企業委員会の、原価主義に基づく統制方式を本来の軌道にのせることに幸いしたのである。というのは、公益企業委員会としては、料金引下げを命ずるに当って、過去の徹を踏むことなく、実際の取得原価を基調とする有効な料金統制 (collective rate regulation) を可能ならしめるよう努めてきたからである。公益企業委員会はこのとき以降、技術的に実施困難にして、料金政策上も好ましからざる結果をもたらす再評価基準からの離脱を図り、客観的な財務会計数値を基礎とする料金統制方式に切替えることに成功したものとみられるのである。さらに、最高裁判所の料金統制に対する見解も、三十年代に入って漸次改められ、公正価値原則から一步後退を示すとともに、委員会の主張する料金統制にとって有効な

取得原価を基礎とする「投資額」を間接的に支持する態度を明らかならしめるに至ったのである。かかる動向を明確に示したのは、一九三三年の Los Angeles Gas & Electric Co. v. Railroad Commission of California 事件における裁判長ヒューズ (Hughes) の判決であった。彼は裁判所が公共的統制料金の審査をなし得る限界に反省を加えることによって、実質的には、委員会の統制方式の優位性を是認する見解を明らかならしめたのである。すなわち、ヒューズは次のごとく述べている。

「料金統制力に含まれる立法的決定権は、その権能によって料金が決定されるまでのすべての過程を通じて認められるべきであり、立法的決定のみならず、その決定をなす方法をも含むものである。われわれは、憲法上の制限が犯されない限り、その何れにもかわりを持たない。立法的方法の欠陥が摘発された場合、その結果にも決定的な法的効力が及ぶことは当然である。しかしながら、裁判所の権能は、憲法上の問題を裁定するに止まる。その問題は、決定された料金が財産没収であるか否かということである。しかし、この問題に対しては、告訴人が立証責任を負っている。したがって、裁判所としては財産没収であることが明瞭にされない限り、州政府の行為を干渉することができない。」

右の判決は、裁判所の多数意見として述べられたものであった。判事バター (Butler) 及びサザランド (Sutherland) のごときは少数意見を付し、従来の再生産費基準によるべきことを主張し、「委員会が、われわれの判決によって確立した評価原則 (公正価値の原則を指す、筆者) の採用を拒否することは、任意の低評価を招く結果になるであろう。」と反論している。また公益企業も、委員会の料金統制に対する抗議手段として、再生産費評価にうったえるこ

とをこれで断念することなく、物価事情の好転に伴い、再生産費評価に根拠をおく提訴を繰返したのである。⁽²⁾しかし、最高裁判所の料金統制問題に対する前述のごとき基本的態度は変わることなく、大勢は、再生産費説より投資額説へと押し進められ、一九四〇年代に入って、遂に公正価値原則としての再生産費料金基準は完全に放棄され、いわゆる慎重投資額 (“prudent investment”)——公共的見地から判断して、当該資本支出が正当視される金額)を基礎とする現在の料金設定原則の確立をみたのである。判例上において、このことを明らかならしめたのが、一九四二年の Federal Power Commission v. Natural Gas Pipeline Co. 事件並びに一九四四年の Federal Power Commission v. Hope Natural Gas Co. 事件であったことは、これまで多くの論者によって指摘されているとおりである。前者の判決においては、「憲法は料金統制団体に対して、ただ一つの計算方式を採用することを強制するものではない」として、会社が提示したこれまでの再生産費計算方式尊重の態度を否認したのである。また後者の判決においては、スミス事件以降、数十年間に亘って一般に支持されてきた「公正価値」の原則を、裁判所自から放棄することを宣言したのである。しばしば引用されてきた判例の一節を示すと次のとおりである。

「たとえその料金が公正価値の料金基準に基いていなかったにしても、それによって会社が支障なく営業活動をなし、財政を保全ないし維持し、資本を誘引し、また投資家の危険に対する代償を確実に支払い得るならば、これを無効となし得ない。」

裁判所がこのような態度を明らかならしめたことによって、公益企業における財産評価問題は、実質的にその在り方を変えるに至ったものと解される。というのは、これまで料金統制の合法性を判断するため、まず財産評価額の如

何ということが問題とされてきたのであるが、裁判所としては、かかる側面のみを重んじて司法的審査をなすことを拒否し、公共的統制の結果からみて、総合的に財産没収の有無を判決するという最終結果主義 (doctrine of the end result) といわれるものに転換したからである。そこで、料金統制のための財産評価ということが、第一義的な役割を果し得なくなったのである。このことは、裁判所が公益企業の料金統制問題から後退したごとくみられるが、しかし、初期における統制団体の独裁主義に復帰したのではない。⁽³⁾これは、旧来の非能率な財産評価方式を支持することを排し、一般に認められるところの (generally accepted)、財務会計数値に裁定の基礎を置くことを認めるに至ったものと解されるのである。しかしこのことをもって直ちに、一般にいわれているごとく、最高裁判所がレート・ベイスとして「原価主義」をそのまゝ支持したと解することは早計であろう。

ともあれ、公益企業委員会は、もはや面倒な再評価手続を経ることなく、また、そのための特別の配慮をする必要もなく、自からの権能に基き、合理的にして有効な料金設定をなし得る道が開かれることとなったのである。すなわち、統制団体としては、挙証容易な実際原価を基礎とする財務会計数値にそのよりどころを求める「会計的料金基準」(accounting rate base) を採用することが可能となったのである。ここでは、財産評価額は、企業会計の計算構造を通じて、自ずと算定されるべきものと解する見解が支配的となるに至ったのである。

このように、公益企業における実体財産そのものの、固有の意味における評価という困難な問題を解消せしめる役割を果したものは、公益企業委員会によって設けられた統一会計制度 (Uniform Account System) の確立、就中そのうちに含まられる固定資産会計の改善にほかならなかった。換言すれば、それは会計的減価償却制度の導入という

ことに求められる。そこで、つぎに、かかる意味を有する減価償却問題を中心として、最初にかかげた問題の再吟味を試みることにしよう。

以上は、公益企業会計問題の所在とその輪郭を明らかならしめておくために、これまで公益企業料金設定基準、すなわちレー・ト・ベイスの發展史を素描したにとどまる。これらの諸問題は、公益企業における「財産評価論」として、曾ってはその自体が会計理論の本質にかかわる課題として、長くとりあげられてきた基本問題であった。しかし今日においては、これらの諸論議は、会計理論の一面をささえる支柱であるにしても、その中心課題としての地位を占めるものではない。会計理論は、このように、現実に、「財産」をいかに算定するかという問題と不可分の関係において、企業の「損益計算」の構造を究明することに求められている。両者の具体的橋渡しをなすものとして、最も紛糾を重ねてきたものが減価償却であった。ただ、ここで指摘されるべきことは、公益企業における会計の論理が、企業財務にからまる現実の相錯させる利害に対する、司法的裁定の試練を受けて發展してきたということである。このことは、公益企業における近代的減価償却の実践が、一般企業に比べて遙かに遅れをとった根本的な理由をなしており、しかもそのことの故に、この問題に対する現実的理解が深められる結果をもたらしたものといえよう。

(1) 再生産費評価基準の主なる欠陥として指摘されていることは、大要次の諸点である。

一、巨大な公益企業用設備財産の实地評価に要する時間と労力は甚大にして、これは企業自身にとってのみならず、社会的損失という点からみても看過し得ない。また、再評価には長期間を要するので、料金統制の時期をも失つする。二、問題が起る度に、その都度実施される財産評価人の評価は、主観的な配慮に左右され易く、その人と立場によって著しくその結果に相違を生じ、客観的な公正を期待し得ない。三、会社の資本構成を無視し、全財産を一律に再評価することになるので、事業報酬の変動の巾を大ならしめ、一般投機の対象ともなり、そのため企業財政を不安定ならしめる。四、物価の変動を絶えず

考慮しなければならぬので、料金を常に不安定な状態に置くこととなり、紛争を絶えず起さねを得ない。

- (2) Chesapeake & Potomac Telephone Company of Baltimore City, 1933. Lindheimer v. Illinois Bell Telephone Co. 1934. Dayton Power & Light Co. v. Public Utility Commission, 1934. Chambersburg Gas Company v. Public Service Commission, 1935. Scranton-Spring Brook Water Service Company v. Public Service Commission, 1935.

しかし、裁判所がこの問題に対して消極的な態度をとるようになったのは、公益企業統制機関の活動が、実質的に充実強化されてきたことにもよるが、しかしそのことと共に、公益企業を中心とする、多くのいわゆる利害関係者の利害が、正当な財務会計手続を通して、自律的に裁定されるであろうという基本的な会計機能の認識を基礎前提として、このことを看過してはならぬ。実は、このことを見失っている場合が少くないであろう。(W. C. Tiewellen: Concept of Depreciation Accounting Held by The United States Supreme Court, The Accounting Review, July 1960. p. 414.)

- (3) 一部の論者は、裁判所が「公正価値」の原則を放棄することは、設定料金についての司法的審査任務を公益企業委員会に転嫁して、再び料金規制問題の出発点をなしたマン事件の頃の不干渉主義に復帰するものだという見解をこれに対して加えている。(C. W. Smith; Prudent Investment Theory in Public Utility Rate Making, The Accounting Review, July 1946, P. 94)
- (4) James C. Bonbright; The Problem of Valuation, The Economic Merits of Original Cost and Reproduction Cost, Harvard Law Review, vol. XLI, pp. 603~608.

五 減価償却観念の発達

(一) 減価償却概念の混乱時代

企業会計上における減価償却の問題は、損益計算と財産計算の二面性を有し、損益計算本位に、しかも両者は不可分の關係を保つものと解するのが今日一般会計の常識となっている。また、減価償却の本質を、固定資産の取得原価に基礎をおくところのいわゆる費用配分 (cost allocation)、ないしは投下資本額の回収ということに求めるのが通説となっている。ということは、減価償却は、本来、期間損益計算のためのものであり、財産計算との關係は、固定資産の未償却残高として、自動的に導き出されるものと解されていることを意味する。しかも、このように算定される減価償却費の計算は、計画的、規則的に実施されることをもってその特質とみられており、従って、そのときどきの財産評価によって左右されるがごときものではないと解されている。かかる損益計算本位の減価償却概念が一般化されたのは、最近のことである。正にこのような減価償却概念に対比さるべきものが、ここに問題とする公益企業の伝統的減価償却觀念にほかならない。

公益企業における旧来の減価償却觀念は、右の見解とその立場を異にし、これが財産計算、すなわち財産評価にかかわる問題としてとりあげられてきている。このことは、既に明らかならしめたごとく、公益企業では、料金基準の設定に際して、まず財産評価ということが先決問題とみられてきたので、減価償却は、もし配慮されるとするならば、その評価総額から差引かれる金額として取扱われてきているからにはかならない。

もっとも、この種企業の公共的統制が未だ一般的に行なわれなかつた時代、米国においては、一八九〇年代以前においては、素朴な觀念によるものではあるが、損益計算ないし配当率決定のための減価償却計算が企業自身によって実施されている。だがそれらは、当時の公益事業会社の株主に対する報告書に示されたものであり、その計算根拠は心

ずしも明確なものではなく、また、首尾一貫性を保つものではなかつた。⁽¹⁾この頃多くの鉄道会社では、減価償却に代えて、いわゆる取替原価 (replacement cost) を費用に計上していたのである。⁽²⁾したがって、公益企業における減価償却認識は、最初損益計算を目的として形成されてきたことは明らかであるが、その概念は必ずしも明確なものでも、また公益事業委員会 (この頃は主として各州の鉄道事業委員会) においてすら、極初期においては、減価償却計算を認容しなかつたようである。⁽³⁾

公益企業における減価償却が、料金統制との関連において最高裁判所で最初に問題とされたのは、一八七八年における Union Pacific Railroad Company v. United States 事件並びに Kansas Pacific Railway Co. 事件であった。このとき会社としては、その純益を算定するに当って、設備の利用に伴う価値の減耗額として減価償却費を見積り、そのための準備金 (depreciation reserve) を設けてきたのであるが、裁判所は、かかる減価償却費を収益より控除することを、特に後者のケースにおいて否認したのである。その理由は、会社が収益に課し得る費用は、その組織を維持するに必要な総ての費用であるが、実際に行なわれた修繕その他の維持のための費用以上の償却を見積ることは是認され難いというのであった。しかし反面において、これ等のケースでは改良増設 (betterments and extensions) 等のいわゆる資本的支出を営業費とすることを認めたのである。⁽⁴⁾

その後の一八九八年における例のスミス事件において、財産に対する公正価値の原則が樹立されたときも、減価償却問題について、明確なる概念は与えられなかつた。唯このときには、減価償却費は再生産費から控除されるものと

みられたという解釈がなされているにすぎない⁽⁶⁾。だが、既述のごとく、基礎となるべき公正価値自体の内容が不明瞭なものであったので、減価償却費がどのような意味において考慮されねばならないかということは判然としなかったのである。したがって、この場合減価償却費が企業利益の決定上費用であるのか、あるいは、そのころ一部の統制団体が考えていたように利益の留保であるのか明確にはされなかった。当時の裁判所は、その何れとも決しかねていたようである。

例えば、一九〇二年におけるヨーロッパ州最高裁判所の判決では、減価償却費を利益決定上の控除項目とする見解をとったのである。しかしその翌年には、公益企業に減価償却費の計上を認めることは、消費者大衆に適正な用役価値の対価に加えて、さらに余分な代価を課すことになるという判決を下しているのである。これは、この頃一般に公益企業財産は、時の経過によって一時ある程度部分的にその価値が減じるようなことがあるにしても、直ちに修繕や取替によって復旧さるべきものであり、またそのように維持(maintenance)されているので、財産全体としての実態的な利用価値はほとんど変らないという観念に支配されていたものと解されるのである⁽⁶⁾。他産業の場合も、主として税務上における所得計算を中心として、陳腐化(Obsolescence)の問題が⁽⁷⁾あわせ考慮されたので、かかる技術的観念からの脱却は今世紀に入って比較的速かになされたのであるが、公益企業の分野においては、実に三十年代に至るまで、右のごとき観念が種々の形で固定されてきたことは注目に値いする。そこで、つぎにこの間の経緯について考察を試みよう。

(1) 最も古くから減価償却を実施した企業として知られている Baltimore and Ohio Railroad Co. 一八三五年九月三十日に

終る年度の株主に対する財務報告書には、次のごとく述べられている。「鉄道及び機械が悪くなる (deterioration) のをよくなるための目的をもって、七、五〇〇ドルを損益勘定に借方記入した上で、取締役は過去六ヶ月分の配当として一・五パーセントを宣言した。」しかし、この鉄道会社の、その後の財務報告書には、汽関車の更新を修繕費で処理したり、あるいは車輛施設減価償却費 (Depreciation of Rolling Equipment) を計上したりしていることが示されている。

また、一八五二年二月一日付の Pennsylvania Railroad の株主に対する財務報告書において、今後「十分な臨時更新資金 (contingent and renewal fund) を設けることによつて、減価償却のための適当な準備をなした後、六パーセント以上の利益をあげ得るであらう」と述べている。なお、この鉄道会社の一八七四年における年次株主総会において、株主より選出された調査委員の報告書には、次のごとく述べられている。「われわれは、取締役諸公に対し、あるいは建設費になるかも知れない使途の適正な部分 (a fair proportion of what would be placed to construction) を、費用に計上する会社の政策を継続することを強く勧告する。この政策の利点とするところは、われわれが示した当社の鉄道の真の原価 (real cost) と、一般勘定計算に示されているものとを比較すればわかるのである。……減価償却は、当社の株式及び社債の保全をより厚くし、配当金の支払をそれだけ少くすることを要請するが、しかし当社をして他鉄道との競争を有利に導くものではない。」(National Association of Railroad and Utilities Commissioners; Reports of Committee on Depreciation for the Years 1943 and 1944, pp. 8~10)

(2) William E. Hooper; Railroad Accounting, 1915, p. 29. P. D. Woodward; Depreciation—The Development of an Accounting Concept, The Accounting Review, January 1956, p. 71

(3) 公益企業統制の進んだ二、三の州においては、相当早くから減価償却制度が認められてきている。(Triston R. Barnes; Public Utility Control in Massachusetts—A Study in the Commission Regulation of Security Issues and Rates,

1930. pp. 140~142, William Roy Buckwalter; The Valuation Procedure for Rate Making of The Public Service Commission of Pennsylvania, 1942. p. 235)

(4) Henry Earle Riggs; Depreciation of Public Utility Properties and Its Relation to Fair Value and Changes in the Level of Prices, 1922. p. 150.

(5) G. M. Bryant and R. H. Herrmann; op. cit. p. 159.

(6) H. E. Riggs; op. cit. p. 162.

(7) 一九〇九年の会社税法 (Corporation Tax Law) が制定されたとき以来、減価償却費の控除が認められてくる。その一九一三年の所得税法ではこれが明確化されている。(Internal Revenue Code, section 23, 1. 1913)

(8) 陳腐化は、一九一八年の歳入法以来、その所得税控除が認められるようになったが、最初は「実現した陳腐化」(realized obsolescence) とはれぬものが控除された。(Earl A. Salliers; Depreciation, Principles and Applications, 1923, p. 248.)

(二) 初期減価償却認識の動向

米国における公益企業の減価償却論争史上最も重視されてきたケースは、一九〇九年の Knoxville v. Knoxville Water Company 事件であるといつてよいであらう。というのは、最高裁判所が、この事件で旧来の態度を改め、料金統制上減価償却を無視し得ないことをはじめたとき強調したからにはかならない。しかしながら、この事件の判決として示された判事ムーディ (Moody) の減価償却そのものについての考え方は、子細に吟味すると首尾一貫せ

ず、明確性を欠いていたのである。この判例は、その後、この分野における減価償却論争の出発点をなしたものとみられるので、その判決の主要部分をやくわしく引用しておくことにする。

「この評価は、料金制定日現在における現存設備を新しく再生産するに要する費用を、マスターが確かめて決定したものである。水道会社の設備のごときものは、その現在価値を確定するのに再生産費を用いることも一つの方法である。しかし、この方法で計算してみる場合、もし再生産費から設備の年令及び使用からくる減価 (depreciation which has come from age and use) を差引かないならば、明かにその結果は不正確となるであろう。」

「ある設備の予想耐用命数を異にするような場合、その設備の減価額を一定時において決定することは容易でない。しかし、このような場合においても、相当の減価の差引きがなされねばならないことは明かである。……裁判所は、このケースを取扱うに当って、財産がこうむった減価によって、有形財産についてのマスターの評価が、正確にどれだけ減額されなければならないかということを決する困難な仕事を引受ける必要はない。ただ相当の減損 (considerable diminution) がある筈であり、少くとも裁判所がみて、それを差引いた全体の評価額のおよそ六パーセントを得ておればよいというだけで足りる。」

「会社の最初のケースは、建設費を精密に分析することに基礎を置いた。設備の現在価値の算定には、その減価額を多額に控除した。この減価は、完全減価 (complete depreciation) と不完全減価 (incomplete depreciation) とに分たれた。完全減価は、もとの設備の内破損あるいは陳腐化 (obsolescence) によって実際に使用されなくなった部分を指した。不完全減価は、現存し使用されている設備の価値が害われた部分を意味した。会社が権利とし

て獲得すべき妥当な報酬の基礎をなす設備の価値を決定するに際して、完全及び不完全減価の金額を現存設備部分の現在価値に加算することが強調された。裁判所はかかる方法を承認することを拒否したが、われわれもこれを拒否することを適当と思う。すべての増設部分を含む水道の設備財産は、その利用を開始したときから価値の減価を来す。一体、利益 (Profit) がどれだけあるかを問題とするに先立って、会社は、経常の修繕に備えるばかりでなく、減価を補償し、且つ財産の諸部分の耐用命数が尽きたときに、それを取替えることができるだけの金額を獲得する権利を有する。会社は、自己の財産の取替のために取得金 (Outlays) を留保することなく、その財産が次第に使い尽されてゆくのをそのまま拱手傍観してはならない。会社は、一定年限が過ぎた後においても、最初の投資 (Original investment) がそのまま残るように、投資財産の価値を取得金で保全する権利を有する。このような準備をすることは、会社の権利であるばかりでなく、社債権者並びに株主に対する義務であり、少くとも公益事業会社においては、公衆に対する明白な義務である。もしもこれと異った手続がとられるならば、使用できなくなった財産を取替るには、新たな資本の投下によるほかはなく、そのためには、新たに社債または株式を発行しなければならぬであろう。かかる過程をとるならば、財産の現在価値と社債及び株式の資本額との差異を増大せしめてゆくことになるであろう。そしてかかる傾向は、必然的に株主及び公衆の双方を害する結果を招くであろう。それでも、もし会社がこの明白な義務を履行せず、投資を害めないように報酬を算出することを怠るならば、たとえば株式の過大発行に基く無理な配当の結果であるにせよ、あるいは産出物の価格を適正に算出することを誤った結果であっても、その失敗は会社自身の責任である。それゆえに、価格の公共的な統制が問題となる場合、その

とき報酬を得るために用いられた財産の眞実価値を、過去に犯された経営の失敗を考えに入れて増大することは許されない。」

右の判例では、減価償却認識にとつてもっとも重要な問題が不明確な形で取上げられている。というのは、公正報酬の基礎をなす公益企業財産の減価を、料金設定上償却費として考慮されねばならないことは一応明らかにされたのであるが、それはただ、財産価値の減耗 (wear and tear) という一般的通念だけで考えられているに過ぎないからである。しからは、減価償却財産の基礎価格をどのように考えるか、またそれと関連して、減価償却費の内容をなすものは何かという点が、この判例では曖昧になっているのである。

まず最初に、この判例では、財産から控除すべき償却費の基礎価格として、再生産費をとることを認めているかの如き表現がとられている。しかし、この頃折衷方策として公益企業委員会が支持していた再生産費差引減価償却 (reproduction costless depreciation) の方法を、ここで至当と認めているわけではない。ただ、再生産費基準をとった場合には、財産について相当の減損が生じていることを無視してはならないというにとどまる。というのは、後段においては、会社の権利であると同時に義務でもあると強調されているものは、「最初の投資」を償却によって保全することであると述べられているからである。この部分についてみれば、償却対象としての財産価値は投資額であるとみられないこともない。またこのような論調を重視して、一部の論者の間では、このケースにおいては會計的な減価償却観念が支持されたものと解されている。⁽²⁾

しかしながら、その後における一部の学者の説によれば、右の何れでもなく、端的にいつて、この判例で考えられ

ている減価償却費なるものは、設備の実際の修繕維持が繰延べられていること (deferred maintenance) によって生じた財産の減価部分を指しているものとされている。⁽³⁾つまり減価償却 (Depreciation) とはいいながら、それとは本質を異にする部分的な設備の取替原価 (replacement cost)、ないし修繕不足が考えられていたというのである。というのは、このケースと時を同じくして下された同種の事件、すなわち Wilcox v. Consolidated Gas Company 事件に対する判決において、さらに一層この点が明白にされているからである。すなわち、このケースでは、設備の命数を基礎として算定された会計上の減価償却費の控除は認められず、設備の実際の維持の繰延べ部分として、裁判所は、そのように計算された減価償却費の二パーセントを財産額より差引くことにしたのである。しかもその控除額をもつて、「[depreciation allowance] としてのである。」

このように、ノックスビル水道会社事件の判決における減価償却観念について、識者の見解は必ずしも一致してないのである。それゆえ、一般に指摘されているように、この事件の判決をもって、直ちに米国公営企業会計における減価償却観念が裁判所で正当に認められたものと解することは穏当を欠くものといえよう。しかし、この判決によって、公益事業用財産の利用に伴う投下資本、すなわち資本価値 (Capital Value) の減耗ということ (これを depreciation と称した) を、実体財産の減少とからませて、これを営業活動のための費用とみたことは明かであり、その限りにおいて、司法分野における減価償却認識の端緒を開いたものといえることができる。なお当然のこととはいえ、特に資本価値の維持責任が会社にあることを指摘したことは、それまで無視されがちであった減価償却の必要性を裏付けたものとして重要な意味を有する。ただ「完全減価」と「不完全減価」の区分といったような、物理的観念を基

礎とする考え方を認容している点などからみても、一体何に基くことが償却の本旨に添うことになるかという点が、なお明確性を欠いていたのである。⁽⁴⁾

なお、この当時最高裁判所が抱いていた減価償却認識がどのようなものであったかは、ノックスビル水道会社事件後数週間して裁定された Louisiana Railroad Commission v. Cumberland Telephone and Telegraph Company 事件における判例によっても窺い得るのである。この電話電信会社事件においても、特定年度の費用実支出額以上の減価償却費を計上して、そのための準備金 (reserves) を設けることの必要性は一応認められたのである。しかし、その場合の準備金として示されたものは、減価償却基金 (depreciation fund) であり、しかもその実質は、修繕維持基金 (maintenance fund) と解されるものであった。というのは裁判所は、この準備金は、会社の資本に属せしめらるべきものでなく、財産を常に完全な状態に維持するために用いられる「信託基金」のごときものと解していたからである。⁽⁵⁾したがって、この解釈によれば、減価償却部分は、財産額からは控除されても、資本価値の減耗に対する補償とは考えられなかったのである。同様の解釈は、一九一一年の Cumberland Telephone and Telegraph Company v. City of Louisville 事件においてもとらわれているのである。⁽⁶⁾

このように、ノックスビル水道会社事件以後のケースにおいては、最高裁判所の支配的な見解は、司法的保護の対象となるものは現存財産そのものであるという考え方に傾き、したがって、減価償却によってその取得原価を回収せしめるという観念は喪失するに至ったのである。ただ最初のうち、裁判所としては、財産の経常的使用に基く減価を全く無視するというのではなく、その減価を物理的に回復する準備資金の保有を認めるということで減価償却を考え

ていたものとみられる。またかかる特殊な意味においては、いわば財産減価調節会計（裁判所はレート・ベースとの関係において、かかる意味のものを減価償却会計 *depreciation accounting* と考えていたようである）の存在意義を認めたのである。

しかしながら、既述のごとく料金基準算定のための財産評価原則として、時価を建前とする本来の再生産費基準が一般化するにつれて、右のごとき意味における会計的償却観念すらも次第に薄らいでいったのである。ノックスビル水道会社事件における判例を継承して、その後の裁判所の減価償却認識を方向づけたケースとみられているのは、一九一三年の *Minnesota Rate Cases* である。このケースにおいて、判事ヒューズ (*Hughes*) は減価償却を次のごとく評している。

「問題の減価 (*depreciation*) は、修繕や取替によって克服されるものでなく、新しいものとの比較によって判明する実際の設備の減価であるということに留意すべきである。設備の多くの部分に、例えば手持ちの旧施設や装置に減価があることは間違いないであろう。それゆえ価値の見積りが新しいものの再生産を基礎とする (*on the basis of reproduction new*) 場合には、現実の減価の程度を示して差引くべきである。このことは、一九〇七年のスポーケン料金事件において、組織全体の再生産費の見積りに関して、会社が州際商業委員会に出した報告書に明示されている。この事件においては、州の委員会の技師が財産の減価は八百万ドル乃至九百万ドルと見積った。もし価格 (*cost*) の見積りに当って、増価すべき項目があればそれもまた示すべきである。そうして、広範な全般的比較ではなくて、物的評価 (*physical valuation*) をなす勘定の貸借いづれの側にも入る項目を示すための個別的調査 (*spe-*

ific findings)をなすべきである。」

「財産の現在価値 (present value) を確定することが目標である。財産の現実の利用は、それを使う人の能力と賢明さに依存する程度が大きい。しかしながら、評価は公共的用途をもたらず、財産についてなされるのであり、利用者の技能についてではない。それゆえ、個々の実体項目が新品の価値で見積られる場合、もしも実際に減価しているならば、その金額を見出して差引くべきである。もしこれが実行されないならば、実体財産の評価は明かに不完全である。」(傍点・筆者)

この判例では、減価 (depreciation) は文字通りの財産減価を指しており、その推算は現有財産の新品価額との比較によるものとみられている。しかもそれは具体的設備財産の各項目別に推算すべきものとされ、その際値上りしているものがあれば増価計算を行ない、減価をそれだけ減少せしめるべきものと解されている。したがって、ここでは減価 (depreciation) は正に増価 (appreciation) に対応するものであり、そのときどきにおける財産の現状に基いて算定さるべきものとみられている。こゝにはもはや会計上いいうところの償却としての減価観念は存在しない。

かくして、この問題が損益計算の問題として、正面から取上げられた頭初においてその萌芽をみせた会計上の減価償却 (accounting depreciation) 観念は、再び払拭されるに至ったのである。これは、くり返し述べたごとく、財産評価に際して、その現在価値を重視する余り、その面からのみこの問題が考えられたからにほかならない。殊に第一次大戦後の物価高騰期を迎えて、レート・ベース設定のための評価問題は、物価水準の査定とその動向を推定するための論議に終止し、この間減価償却をどのように見積るかということ、ほとんど問題とされなくなったことにもよ

るのである。裁判所としては、既述のごとく、再生産費時価基準によることを原則視する考え方を強化し、一九二〇年代に入って、終に耐用命数を基礎とする年度減価償却費の計算ということを完全に否定するに至ったのである。

一九二〇年代初頭における、裁判所の減価償却に対する代表的な見解は、同年の Consolidated Gas Company of New York v. Newton 事件における判事ハンド (Hand) の意見によつて知ることができぬ。」

「被告 (統制者側・筆者註) は、設備全体の耐用年数によつて計算される設備の全部価値からの年度控除額に基礎をおく減価償却要因を主張している。最高裁判所 (ノックスビル水道会社対ノックスビル及びミネソタ料金事件参照) は、料金基準の推算に当つて、減価償却を妥当な要因として認めた。しかし、それがどのような原則に基いて決定さるべきかについてはまだ権威ある決定を下していない。事件の審査に際し、その原則についてある一つの立場をとることは、さげがたいと思われる。」

「もし私の信ずるところ、『レイト・ベース』に対する適当な基準が、同じ能力の代替設備の時価 (present cost) であるとするならば、減価償却がとりあげられるのは、問題とする設備更新のための控除額が、設定された基準よりも将来より一層大となる場合に限られる。」 (傍点・筆者)

「他方、原価 (original cost) によつて『レイト・ベース』が算定されるときは、減価償却は重要となる。実際家は、この場合マスターが行なつたように推算するよりも、むしろでき得れば経験によつて設備の現在価格を確かめる方法をとるであろう。同一能力の設備の現在価格がそのようにして求められるならば、問題とする設備の原価は能力の損耗 (loss of capacity) があらわれる限り、それだけ減価償却によつて減額しなければならぬことは明らかである。」

かである。しかしながら、かかる計算において、過去に更新したものは、過去の減価償却で相殺しなければならなかった筈である。そして、もし実際に能力が同じ状態であるならば、減価償却を『レート・ベイス』の決定に考慮する余地はないのである。かかる場合において、減価を求めるとすれば、それは『物価水準』の変動に限られるべきである。』（傍点・筆者）

以上のごとく、裁判所はレート・ベイスの裁定に当って、時価基準による場合はもとより、たとえ原価を基礎とする場合でも、年度減価償却ということを考慮する余地は全くないものとみるに至ったのである。この判決が、ノックスビル水道会社事件で、一旦受け入れられた会計上の減価償却観念の完全なる排除であることは、もはや詳述するまでもないであろう。こゝでは、レート・ベイスとしての財産は、物的な生産能力本位に考えられており、企業への投下資本としてのもの価値は、この問題に関する限り、何の重要性も持たないものとされたのである。なお、判例の最後に、当時の関心事であった「物価水準」の問題が提起されているが、しかし、こゝでは、将来の取替費の値上りが配慮された場合の問題として出されているのである。

このようにして、公益企業の料金規制が裁判所の発言権とその考え方に強く支配されていた時代においては、減価償却問題は、しばしば論議の対象とされながらも、その意義が正当に認識されることは比較的少なく、問題の埒外に追いやられてきたのである。これはいうまでもなく、財産評価の面からのみ、この問題がとりあげられてきたことによるのであるが、それにしても、公益企業料金の適正を期するための計算要因から、減価償却問題を全く切離して考えるということとは、企業の財務計算制度の未発達な状態の下においてならばやむを得なかったとしても、少くとも今世

紀以降における代表的な設備産業の財務体制の下では、不合理の謗を免れなかった。だが、裁判所のこの問題に対する既成観念は、容易に崩されることはなかった。また、一般に公益企業自からも、財務会計上、減価償却制度を採用することを長く拒んできたのである。それには、またのちに述べるごとき別個の観点からする切実な理由が存在したのである。

(1) この事件は、ノックスビル市が制定した最高水道料金について、同市の水道会社が公正報酬の原則に反するものとして提訴したケースである。最初、下級裁判所は会社の意見を支持して、会社の財産額に対する報酬が少な過ぎることを認めた。しかし、最高裁判所の判決では、これがくつがえされ、市当局の決定した料金を妥当としたのである。その論争の中心点となった事柄は、減価償却費をレート・ベイスとしての再生産費から控除することの是非についてであった。

(2) J. Bauer; *Effective Regulation of Public Utilities*, 1925, p. 75.

(3) フロイ (Henry Floy) はこの判例を批判して、ここで減価償却費計算が認められたとみるのは輕卒だと述べているが、それは将来の取替準備の意味で考えられたのか、或いは過去の原価の償却を意味したのであるか不明であった点を指してそう言うのであり、この判例自体としては、償却費計算の必要性を十分に認めていたものと見えよう。(Henry Floy; *Value for Rate-Making*, 1916, pp. 265~269, P. D. Woodward; *op. cit.* p. 74.)

(4) George O. May; *Financial Accounting—A Disillusion of Experience*, 1946 p. 126.

(5) H. E. Riggs; *op. cit.* p. 171.

(6) H. E. Riggs; *op. cit.* p. 174

(三) 廃棄準備及び取替会計時代

公益企業の合理的な料金設定に、会計的減価償却觀念の導入を図り、今日の減価償却制度の確立に尽力したものは、公益企業の統制団体たる各種の公益企業委員会であった。就中、州際商業委員会 (Interstate Commerce Commission)、全国鉄道及び公益企業委員会協会 (National Association of Railroad and Utilities Commissioners) 及び連邦動力委員会 (Federal Power Commission) が、それぞれの統制領域において、最も広範に亘る影響力を及ぼしてきていることは周知の通りである。また各州に設けられた進歩的な公益企業委員会の影響力も看過し得ない。

これらの公益企業委員会は、それぞれ成立頭初より、企業統制の手段として企業財務に関する規則を設け、会計制度の統一化を図ってきたのである。⁽¹⁾特に固定資産の会計処理に関しては、早くから年度減価償却計算 (annual depreciation) を実施せしめることを考慮しており、その計算結果が、レート・ベースとしての財産評価にそのまま接合せしめられることによって、その手数を除くことを望んできたことはいうまでもない。しかしながら、これまで詳述したがごとく、裁判所は、實際取得原価 (actual cost) に基礎をおく会計数値を評価の裁定基準にするということには、常に疑義を抱いてきたのである。少くとも、一九三〇年代の半ば頃までは、かかる会計手続を通して求められる財産価格の算定ということに、信頼をおくことは殆んどなかったといつてよいであろう。しかし、公益企業委員会としては、企業の財務制度を支える会計の統一化を図るといふ側面から、その基礎を確実なものにするための努力を払ってきたのである。その際、最も重視されたものが固定資産会計であったことはいうまでもない。

そこで、まず近代公益企業の先驅をなした鉄道事業についてみるに、この分野では、既に一九〇七年に州際商業委員会在が鉄道事業の会計規程を設けた際、一部の固定資産について減価償却費計算を行うことを命じている⁽³⁾。また一九一三年に議會を通過した鉄道事業に対する財産評価条令 (Valuation Act) が制定された際には、同委員会は、各鉄道事業にすべての固定資産の減価償却を実施することを指示したのである。このとき、既に定額法償却 (straight-line age-life depreciation)⁽³⁾ によることを建前とすべきであるという議論も出たのであるが、委員会がその評価技師に発した指示書では、近い将来に起る廃棄損失のみを補填し得る準備金を設けしめることにとどめたといわれている⁽⁴⁾。さらに、一九二〇年の運輸条令 (Transportation Act) が制定されたときには、委員会は事業をして正規の減価償却手続をとらせようとしたのであるが、実施困難を理由に強い反対を受けたので、その実現をみるに至らなかったのである。というのは、この分野においては、前にもふれたごとく、実際には古くから財務上弾力性を保たせ得る取替會計 (replacement accounting)⁽⁵⁾ を採用する会社が少くなかったからである⁽⁵⁾。

つぎに、電力事業の分野についても、全国的には、連邦動力委員会が結成された一九二〇年に、同委員会によって減価償却制度の採用が、連邦動力計画に従う電力会社に対して勧告されたにとどまる。同委員会は、やはり定額法による減価償却を実施することを提唱したのであるが、その普及をみるには至らなかった。これは、当時の電力会社をはじめ、ガス事業、水道事業等の固定資産会計の多くは、廃棄會計 (retirement accounting)⁽⁶⁾ によっていたからである。僅かに、この頃公益企業統制の進んだ一、二の州において、公益企業統制法に基く統一会計規定が制定され、減価償却に関する手続が織り込まれたにとどまる。しかし、それとてもやはり廃棄會計を建前とし、その実質は、い

わゆる利益留保としての廃棄準備金 (retirement reserve) の設定を認めるものであった。以下、その最も代表的なものについての吟味をすることにしよう。

米国において公益企業財務統制を最も早くから整備したマサチューセッツ州の公益企業局が、一九二一年に制定した「ガス及び電気事業の統一勘定体系」(Uniform System of Accounts for Gas and Electric Companies, prescribed by the Department of Public Utilities of Massachusetts) で示した減価償却準備金 (depreciation reserve) の制度は、その後におけるこの種公益企業の一般的な減価償却方法の先駆をなしたものとみられる。この減価償却準備金勘定については、つぎのごとき規定が設けられた。

「会社の事業活動に役立たなくなった財産の廃棄、並びに経常的修繕によって回復し得ない消耗に基づく価値の損失に備えて、営業費その他の勘定に借記された額は、この勘定に貸記すべきである。」

右の規程は、一見していわゆる減価償却引当金の設定を命じているようであるが、その実この準備金はそうではなかった。というのは、準備金への繰入れは、その一部もしくは全部を利益剰余金の処分(損益勘定番号四一五「減価償却剰余金処分」"Appropriations of Surplus for Depreciation" 勘定を用いる)によって行なうことも可能とされており、また、貸借対照表上も、自家保険及び偶発損失準備金 (Insurance and Casualty Reserve) 等と同じ勘定グループに属せしめられていたからである。さらに、財産の廃棄処理についての規程をみると、廃棄された設備財産とこの減価償却準備金との相殺は、必ずしも廃棄の際におけるその設備勘定の原価であるとは限られていないのである。すなわち、「廃棄の際にその設備の簿価が原価を現わしていないときには、その金額を推定して、その事実と推定基

準とを記載することを要し、それと同時に、貸借対照表勘定番号三一九の「減価償却準備金」を取崩して、廃棄された財産の原価を十分補償しうるよう、その準備金残高の合計額を修正しなければならない。」としている。この場合、廃棄財産の「原価」と「準備金」の齟齬は、「減価償却剰余金処分」勘定で調整される。また、財産が偶発的事故その他予期せざる事態を招いて廃棄されるような場合、かかる廃棄財産の原価を、一旦勘定番号二一七の「財産除却」(Property Abandoned)に借記しておいて、この「減価償却準備金」でもってなし崩しに償却してゆくことも認められている。⁽⁸⁾

このように、マサチュセッツ州で採用された減価償却準備金制度は、償却費計算というよりは、設備財産の廃棄損失を平準化するための弾力性のある積立金制度であったのである。公益企業財務上、このような積立金を設けることは、他の諸州における健全な会社でも広く採用されていたようである。このことは、一九二二年に「全国鉄道及び公益企業委員会協会」が鉄道を除くすべての公益企業のための統一勘定体系の成案をまとめた際に、減価償却方法に関して意見の一致がみられなかったので、結局マサチュセッツ州におけると同様の準備金制度を認めざるを得なかったことによっても窺い得るのである。

右の全国協会が最初に公表した統一勘定体系の規程⁽⁹⁾は、電気事業に適用されるものであった。これは、当時としては進歩的な勘定体系と認められるものであったのであるが、固定資産の償却廃棄については、既述の減価償却準備金に相当する「廃棄準備金」(Retirement Reserve)、利益剰余金(「準備金への繰入」を繰越損益勘定より“appropriation from surplus”行ふ)、「財産除却」の三勘定を用いることとした。これがために、会社は期間利益を自由に調

節することができたのである。⁽¹⁰⁾ただこのときには、減価償却 (depreciation) という用語を用いることは一切避けて、設備財産の廃棄費用 (retirement expense) ないし損失 (loss) として廃棄財産額を示すことにしている。また、この規程では、「廃棄準備金勘定を設けるのは、かかる損失の負担が毎年できるだけ実際的に平均化することを目的としている。しかし毎年かかる目的を有効に達成するためには、収益額に対して正当な注意が払われねばならない」旨を附言したのである。ということは、反面この処理が、この頃既に確立していた、いわゆる減価償却ではないことを自覚していたものとみられる。

このようにして、公益企業の統制団体が最初意図した減価償却制度の導入は実現されずに、それと似而非なる取替費準備会計（鉄道の場合）、もしくは廃棄損失準備会計（電気・ガス事業等の場合）の採用をみたのである。両者は、会計理論上その本質を全く異にするものである。前者の本来の性格は、いわば実体資産を保持するための修繕費引当金に類するものであり、将来の新設備取替のための費用を見越して利益を控除しておくことを建前としたものである。また後者は、旧設備廃棄時における当該資産原価の喪失を補填するために利益を控除しておくものである。したがって、前者がいわゆる実体資本の維持を目的とし、後者が名目資本の維持を目的とする措置であることは論証するまでもない。ここで留意さるべきことは、両者はその性格を異にするとはいえず、ともに資本維持を本来の目的としてきたので、近代的な減価償却制度の確立をみるまでは、両者とも、それが正規の減価償却ではないにしても、それに代るものとしての機能を十分に果すものと考えられてきたということである。その限りにおいて、実務上はもとより、理論上においてさえ、多くの場合両者は識別されることなく、更新法 (renewal method) として広く採用されてきた

のである。

さらに、これらの準備金制度の運用についてみるに、前述の勘定規程にも明瞭に現われているごとく、廃棄準備金は、固定資産にかかわる損失額の年度負担額を調節するためのものとして、企業利益の平準化手段に供されてきたのである。しかもその実質は、固定財産廃棄損失をある程度まで緩和するための方策である場合が多かった。このことは、後に減価償却制度に切替えられたときに、既存の準備金をもって、正当な減価償却引当金となし得た企業は少く、その多くは償却不足であった点からみても明らかである。⁽¹¹⁾

ところで、このような取替ないし廃棄準備会計は、古くからの財務慣行として会社自身が採用してきた処理を制度化したものであることは前にも触れたごとくである。これには、企業がその財務に弾力性を保ち、毎期の利益を平準化し得る余地を残すという短期的財務政策理由のほかに、つぎのごとき実際の並びに理論的理由が存したのである。

その第一は、公益企業が創業期もしくは急速に拡張を続けている時期においては、設備の利用度が低いために料金収入も少く、従って、最初から減価償却によって資本回収を行うことは実際上困難であったからである。そこで、企業としては、設備が十分に利用されて、廃棄・更新される時期が迫ってから、その補填を考慮するという方策をとらざるを得なかったのである。またその時期が近づくにつれて、公益企業の利潤も増大するのが普通であり、財政的余裕を生じてくるので、準備金を積むことも容易になる、というわけである。

第二の理由は、必需用役を生産する公益企業は、恒久的産業とみられ、またその事業用設備財産の多くは、修繕ならびに部分的取替によって半永久的に使用を持続せしめることが可能と認められたからである。殊に、公益事業用財

産は、同一種類の多数単位財産からなるものが相当部分を占めている。しばしば指摘されるごとく、鉄道の線路、枕木、車輛、電力事業の電柱、電線、計量器の類がそれであるが、これらは、何れも実際の取替によって耐用命数を永久に持続せしめ得るものである。したがって、物理的財産自体の保修、維持が間断なくおこなわれておれば、經常的な財産の減価を見積る必要はなく、ただ、実際の更新に際して巨額の費用を要する時期に備えて、利益を若干留保しておく程度で差支えないものと考えられたのである。

さらに、第三の理由は、レート・ベイスとの関係において、廃棄準備金は、減価償却引当金のごとく必ずしも財産額から控除されるものとは看做されなかったからである。また、控除されるにしても、減価償却によるよりも、その控除額は少ないのが普通であったので、この制度による方が会社にとって有利と考えられたのである。このような準備金が設けられる場合、財産評価額からそれが控除されないというのは、公益企業がかかる会計制度の下におかれた時代には、「たとえ時の経過によって多少資産のある部分が悪くなっても、常に他の新しい部分が注入されるので全体としての利用価値は変わらない」、また「企業のサーヴィス供給能力が低下することなく維持されている以上、施設の経過年数によってその財産価値は左右されない」という考え方が基調をなしていたからである。したがって、将来の廃棄損失を補填するために累積された準備金は、財産の減価額とは別個のものとみられたのである。

廃棄会計並びに取替会計を基礎とする準備金制度が採用された主な理由は、以上のごとく、会社の財政的必要と、永久財産説を根拠とする減価償却不用論にあったのであるが、その後、企業の創業ないし建設期を終えて、稼動期に入るに及んで、企業の収益力も増大し、資本回収能力も培われるに至って、償却不足を伴わないがちなこの制度の欠陥が

漸く反省されるようになってきたのである。また永久財産説も、物質的減価 (physical depreciation) に対する機能減価 (functional depreciation) 原因が重視されるようになって、その積極的論拠を失うに至った。交通諸機関の陳腐化が、その顕著な事例であることは周知のごとくである。しかしてこのことは、旧会計制度を崩壊せしめた最も根本的な原因であり、さらに、現行制度を反省せしめる基本的要因でもあるので、特に銘記されねばならない点であろう。つまり、確實、拳証性を重んずる会計上において、判例にみたごとく、これを事實としてではなく、予想されるものとして、陳腐化を考慮せざるを得なくなってきたということである。さらに、消極的ではあるが、既述のごとく、裁判所の企業財務問題に対する不介入主義が漸次明らかにされるようになり、企業財産についての物的評価観念が、レート・ベース算定に際してその優位性を喪失するに至ったことも看過し得ない。このことは逆にいって、公益企業の主要財産である固定資産についての経理が明確性を欠き、これが企業の恣意的な財務政策に左右されていた間は、会計数値についての客観性並びに信頼性が得られず、したがって、裁判所にも無視される結果を招いていたものと解されるのである。

かくして、公益企業統制団体が、多年の懸案としてきた「資産評価」と「損益計算」を統一する近代的減価償却制度導入の道が開かれたのであるが、それは、一般的にみて一九三〇年代の中ばすぎに至ってからのことである。

(1) 拙著「公益企業会計」一五九頁―二八二頁。

米国で、公益企業の体系的な会計規制 (accounting regulation) にはじめて着手したのはマサチュセッツ州においてであるとされている。すなわち、一八七六年に、州当局は鉄道委員会に対して、鉄道及び市街鉄道会社の帳簿及び勘定組織を統一
公益企業の財産評価問題と減価償却観念の発達

化する規程を設けることを命ずるとともに、企業統制に資するため、勘定帳簿の検閲権を与えている。さらに、一八八五年にはガス会社に対し、また一八八七年には電気会社に対して、同様の措置をとることが要請されている。(Martin G. Claeser; Public Utilities in American Capitalism, 1957. p. 255)

(2) この年委員会は、はじめて營業費の勘定分類 (Classification of Operating Expenses) を制定したのであるが、このときには、いわゆる増設並びに改良費 (additions and betterments) を營業費に算入することを禁ずるとともに、車輛、その他運搬具類に属する財産についての、減価償却費を計上せしめることとした。線路や一般建造物等の固定財産については、取替會計によることを認めた。

- (3) Perry Mason; Principles of Public-Utility Depreciation, 1937 pp. 60~68.
- (4) P. D. Woodward, op. cit p. 74.
- (5) William E. Hooper; Railroad Accounting 1915 pp. 29~54.
- (6) William S. Krebs; Replacement and Retirement Accounting and Rate Base Valuations, Accounting Review, October. 1950. p. 354; National Association of Railroad and Utilities Commissioners; op. cit p. 23
- (7) The Commonwealth of Massachusetts; Department of Public Utilities; Uniform System of Accounts, Effective July 1. 1921 p. 68
- (8) この勘定は「規定」では未決算勘定 (suspense account) とおられようが、その実質は損失の繰延勘定である (Ibid p. 25. pp. 27~28)。
- (9) 前掲 拙著一七一頁—一八二頁。
- (10) 拙稿「公益企業會計における取替會計思考の吟味」會計 第七一卷六号 三二二頁。

(11) William S. Krebs; Rate Bases Problems Presented When Utilities Shift from Retirement to Depreciation, *The Accounting Review*, July, 1950 p. 283

(12) ノックスビル水道会社事件の判例では、陳腐化は「完全減価」の範疇に属せしめられ、税法でも最初は「実現された陳腐化」ということで、これが配慮されたのである。

(四) 減価償却概念の確立

米国における公益企業の固定資産会計が、前述のごとき廃棄会計ないし取替会計によることを全般的に改め、固定資産取得原価を基礎とし、その経過年数を計算根拠とする費用配分方法、すなわち近代的な年度減価償却費制度に転換する契機をなしたものは、一九三七年のこの分野における「統一会計制度」の改革であった。またこれを推進したものは、各種公益企業の統制団体であり、特に、全国鉄道及び公益企業委員会協会の減価償却特別委員会 (Special Committee on Depreciation)⁽¹⁾ は、減価償却制度確立のための諸活動を集約する最も重要な役割を果す機関であった。というのは、この年に、同全国協会は、同協会並びに連邦動力委員会が一九二二年に制定した前記旧「統一勘定体系」の規程を全面的に改正することとし、また、減価償却特別委員会を同年結成して、その後数回にわたって同委員会の報告書をもってする減価償却制度導入の勧告を、一般公益企業に對しなしてきているからである。

一九三七年の「統一勘定体系」⁽²⁾ において明示された減価償却概念は、今日一般に定義づけられているものにほぼ等しく、つぎのごとく述べられている。⁽³⁾

「減価償却は、公益企業用償却設備 (depreciable utility plant) に適用されるものにして、経常の補修によって回復することのできない用役価値 (service value) の減損を意味する。その発生は事業設備の利用過程における消耗もしくは将来の廃棄によるものであり、その原因は、通常の営業活動として知られているものであり、それについて会社は保険で救済し得ないものである。考慮さるべき原因には、磨滅及び破損、腐蝕、自然の作用、不適応化、陳腐化、技術の変化、需要の変化並びに公共当局の要請事項の変更等が存在する。」

以上の定義のうち、減価償却そのものの本質について、減価償却特別委員会の報告書では、つぎのごとく述べられている。⁽⁴⁾

「減価償却は、財産の耐用命数、能力又は効用の全部もしくは一部の消滅ないし消費であり、それは、かかる財産が用役を提供することを廃止せしめる一つもしくはそれ以上の作用によってもたらされるものである。」

なお、財産の廃棄をもたらす作用力としての具体的減価償却の原因については、報告書にも、統一勘定体系におけるとまったく同一の事項が示されている。だが、これまでしばしば指摘されてきた「保険で救済し得ないもの」という財産価値の喪失観念は、減価償却の性質から除かれている。そして積極的に、「減価償却は、用役原価 (a cost of service) となるものである」(傍点・筆者)との規定をおいている。

右の特別委員会の報告書における減価償却概念と、「統一勘定体系」におけるそれとは、実質的にあまり相違しないのであるが、ただその認識の仕方において質的な違いがあることを看過し得ない。「統一勘定体系」では、旧い観念に基づく財産減価との相違を明確ならしめるために、「経常の補修によっては回復することのできないもの」という

従来の表現をとりながら、まず、これまで実際に犯されがちであった修繕費との混淆をさけ、さらに償却対象としての財産を、将来の用役概念でもって把握している。しかしその表現は、用役価値の減損 (loss in service value) という価値の減少概念でもって示されており、その限りに於いて、財産評価観念の残滓をとどめているものとみられる。これに對して、特別委員会の報告書では、減価償却から古い価値観念、即ち評価概念を完全に払拭して、これに能動的な「用役原価」概念を当てている。このように、減価償却原因としての実態的減耗並びに経過現象と、価格形成問題とを區別して、後者を重視する新しい減価償却概念が確立されたのである。しかしながら、その展開はまだ十分とはいえないようである。というのは、古くからの原価概念を未だに固執して、その計理体系の基礎としているからにほかならない。

現在の統一勘定体系における償却計算の方法は、この分野で最も多く採用されてきた定額法によることを原則としており、また別に詳細な「財産單位表」(List of Units of Property)⁽⁵⁾を作つて各資産の耐用命数を定め、償却の具体的基礎と廃棄單位をこれによつて定めている。また、減価償却引当金も、設備財産別、稼働状況別に細分して処理せしめることにし、さらに、償却の基礎価格としては、單なる取得原価とは異なる公益企業独自の「原初原価」(original cost)を採用せしめることにしている。

償却の基礎価格としての原初原価は、「法人たると個人たるとを問わず、何人かの財産が最初に公共の用に供された際の実際の原価」であると定義されている。したがつて、この原初原価は、公益企業が頭初より公益企業用財産を取得しているときは、いわゆる歴史的の原価 (historical cost) と異らないが、その財産が他より譲渡を受けた場合、ある

いは合併などによって取得した場合に相違を生ずるものであり、その際原初原価を超える取得原価部分については、「調整勘定」(Acquisition Adjustment Account)を設けて利益処分で消去せしめる建前をとるものである。つまり、この原価設定の趣旨は、償却の基礎価格を最初の公共的投資額に求め、その後の譲受、合併、組織変更、再評価等による財産の増価 (appreciation) 額を排除することにある。このような原初原価主義 (original cost principle) に基いて算定されるレート・ベースが、既述の慎重投資額基準であり、「原初原価差引減価」(Original Cost less Depreciation) として知られているものにはかならない。⁽⁶⁾ 現在、適正料金を算定するための「公正報酬」は、このような財務会計上の資産額に対して与えられるべきものとされているのである。

いうまでもなく、右のごとき原初原価に対し、また、「原価主義」そのものに対し、これまで物価変動への適応という見地から、多くの批判と反省が加えられてきている。その結果、原価数値の物価指数による修正方策も建てられている。⁽⁷⁾ しかし、これらの多くは、減価償却計算に関する限り、旧原価 (費用) 配分の計算体系を崩すことなく、たんに価値尺度の修正がなされているにとどまっている。このことは、しばしば指摘されてきているごとく、収支を基礎とする会計数値の確実性、挙証可能性の限界を厳しく守るためであり、少くとも期間損益の計算体系に、将来の予想要因を大帯に取入れることを忌避するからにほかならない。しかしながら、会計の本旨として、この一線を計算上画することは当然であるとしても、また、これはその計理構造内に残すにしても、企業会計全体としての計算構造並びにそれを貫く基礎概念まで、すべてその範疇をもって限界づけることについては疑義を抱かざるを得ないのである。

(1) この特別委員会は、一九三七年に結成され、委員は主として州の公益企業委員会の会計並びに技術スタッフの内から選任

されている。一九三六年以降、引続き報告書を提出しており、Nelson Lee Smith が委員長である。この委員会の発足以来、調査研究の成果を詳細にとりまとめたものとしては、「一九四三年及び一九四四年度の減価償却についての委員会報告」が出版されており、また、連邦動力委員会の協力を得て、一九五二年にも同様の報告書を出している。

(2) Federal Power Commission; Uniform System of Accounts, prescribed for Public Utilities and Licensees, subject to the provision of the Federal Power Act. Effective January 1, 1937.

(3) *ibid* Definitions 13, p. 5.

(4) Special Committee on Depreciation of N. A. R. U. C.; *op. cit.* p. XIV.

(5) 財産単位表は、「統一勘定体系」が制定された翌年、すなわち一九三七年二月一日を施行日としている。これは各資産勘定科目別に詳細な品目別分類がなされており、これに基づいて個別償却計算を行なうことを建前としている。なお特別の事情での財産単位表によることが著しく困難な場合には、委員会に申し出て修正希望案を別に提出してその認可を得れば、それによることもできるものとしている。この制度が設けられたことよって、これまで混淆されがちであった資本的支出と、収益的支出の具体的区分が明確にされることになった。その処理法は、物件 (Item) を主要物件と附属物件とに分ち、前者を取得した場合の支出は常に資本的支出とし、後者については、最初に主要物件とともにそれが取得された場合には資本的支出とし、後後に取替または増設されたときは収益的支出とするのである。

(6) 拙稿「公益企業会計におけるオリジナル・コスト設定の意義」会計 第六〇巻 五号 五〇頁以下。

(7) American Accounting Association, Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements; Price Level Changes and Financial Statements, Supplementary Statement No. 2, The Accounting Review, October 1951, pp. 468~474. Study Group on Business Income; Changing Concepts of Business Income,

1952. Perry Mason; Price—Level Changes and Financial Statements, Basic Concepts and Methods, 1956. Ralph Coughenour Jones; Price Level Changes and Financial Statements, 1955.

(8) 拙稿、「見積負債會計」体系近代會計学 第三卷 持分会計第六章参照

結——減価償却觀念の反省

翻って、公益企業用設備財産に対し、減価償却 (depreciation) ということが意識され出した頃の支配的な償却の觀念を再度顧みるに、それは必ずしも明確にそうであったとはいい難いが、主として配当可能利益 (divisible income) の算定上配慮さるべき事柄とされていた。しかもそれは、「資金計算」を目的とするものであった。したがって、レート・ベースとしての財産評價が問題とされても、それとはかわりを持たないものとみられがちであった。また、他方において財産そのものの減価ということとは、当然問題とされ、二者の關係は完全に切り離されていたのである。しかし、このときにおける償却計算の根拠は曖昧であった。したがって、減価償却概念そのものは、不明確なものであったのである。スマス事件以前はもとより、その後もノックスビル水道会社事件に至るまで、いわば混迷状態にあったものといえよう。なお留意さるべきことは、当時一般企業の間においても、減価償却制度がまだ一般的慣行として確立されていなかったということである。

減価償却と「財産評価」との接合問題が、レート・ベースの算定上考慮されるようになったのは、ノックスビル水道会社事件以降である。しかし、不明確とはいえ、頭初認識された「損益計算」のための減価償却という觀念は、そ

の後次第に薄らぎ、そのときどきにおける財産そのものの、価値の減損と認められるものを指して減価償却と称するようになったのである。この頃よりレート・ベイスとして採用された再生産費差引減価償却 (reproduction cost less depreciation) 方式における償却観念は、正にかかる財産減価であったのである。しかも、財務会計上における減価償却との関連が問われる場合には、設備の実際の修繕、維持のいわば不足額 (deferred maintenance) に相当するものを見積ることによって関係づけられるものと考えられた。あるいは、ときには減価償却積立基金 (depreciation reserve fund) に相当するものを指摘して、これに対応する引当特定資産が保有されている場合に限って、これをレート・ベイスより控除すべきものと考えられたりしたのである。したがって、財産評価と減価償却との財務会計上における関連は、必然性を持つものとは解されず、減価償却認識自体も正当視され得ないものであった。

ところが、右のごとき減価償却認識は、今世紀以降の一般企業会計の発達、特に一般財務会計上の費用配分原則に基く年度減価償却概念の形成に伴い、これを改めざるを得なくなったのである。そこで公益企業では、その特殊性の故をもって、一般に認められる減価償却制度導入を無用とし、それに代わるものとしては、公益企業独自の廃棄準備会計を採用したので、これと財産評価との関係は、再び断切られることとなったのである。この間、一部において廃棄準備金と減価償却引当金とを混淆して、両者を結びつけようとする考え方 (随意償却説) もみられないことはなかったのであるが、一九三〇年代以降、一般固定資産会計についての認識が深められるにつれて、これが減価償却制度に代位し得るものではないばかりでなく、財務会計上、利益処分と費用計算とを曖昧ならしめる不当な制度として批難されるに至ったのである。そこで、公益企業としても、自からの財務会計を明確ならしめるために、一般に認めら

れている費用配分原則に基く減価償却制度の採用を余儀なくされることとなったのである。そして財産評価と減価償却とは、財務会計上において完全に融合されることとなった。だが、その場合の評価額は、会計上、いわゆる固定資産の未償却残高として算定されるものであり、財産評価本来の意義を持つものでないことは詳論するまでもないであろう。したがって固有の意味における財産評価問題は、減価償却制度の確立によって解消されることとなったのである。

かくて米国における公益企業の料金統制基準は、減価償却制度の導入を契機として、その固定資産会計の再整備を行ない、さらに、「客観的にして検証可能な」財務会計数値を基礎とする、いわゆる会計的料金基準 (Accounting Rate Base) へと進展せしめられたのである。爾来現在に至るまで、このような方式を基調として料金統制が実施されてきている。わが国公益企業において、最近採用されることになったレート・ベース方式の料金算定基準も、これに準ずるものである。⁽¹⁾ 勿論、前述のごとき個別企業の立場を超えた原初原価主義会計に対する会計理論的批判のほか、料金論の立場からするこのような統制方式を採用することに対しては、種々の批判が加えられてきている。また原価主義会計の修正案も提示されてきている。⁽²⁾ しかし、これらの大部分は、原価数値の修正にとどまるものであることは先に指摘したごとくである。もし会計上における「原価主義」の修正が、公正にして真に企業の健全なる発展をもたらすための必要からであるとすれば、われわれとしては、寧ろつぎのような構想に基く減価償却観念の再転換を考えるものである。

今日、減価償却政策として、時価償却や種々の加速償却 (accelerated depreciation) 方策が樹てられ、また臨時的特別措置

として、これらのものが部分的に認容され、実施されてきている。両者においては、その方策を全く異にするとはいえず、ともに減価償却観念としては依然として既存設備財産の価値、もしくは取得原価が考えられている。ここに提示しようとするものは、その何れにも属するものではない。

ここで考えようとするのは、公共的規制を制度的に受ける公益企業において、確実性を伴った将来の建設計画（公共機関の認可を経た具体的建設計画のごときものを指す）の財務数値を企業会計に導入して、それを償却の基礎価格とする企業の自己資金確保のための償却計算への転換ということである。それは、当該個別企業に直結し、しかも実現性を十分に持った将来の設備財産価格を償却目標とするものである。このような構想を抱く根拠は、先に指摘しておいたごとく、とどまることを知らない陳腐化への配慮ということである。既存設備は、その使用を開始したときから、既に陳腐化しつゝあるものとみられ、新たに具体的な建設計画が確立されたときは、それに基づいて更新される旧設備財産は、企業にとっては、たとえなお稼働を続けるとはいえず、資本的には、いわば「完全減価」を直前に控えたものとみられるからである。

このような構想が、取替会計思考にその基礎をおくことはいうまでもない。しかしながら、米国において過去に多年実施され、償却不足の結果をもたらしたごときもの（過去の設備財産価格を基礎とした減価償却積立金制度）、また、たんに期間損益の平準化を図るための手段に供された廃棄準備金制度のごとき旧取替会計への復帰をここに提唱するものではない。やはり一般に認められる特定の年度を限り、また必要設備額を基礎として、「計画的、規則的に」償却を実施することを前提とする。また償却によってもたらされた資金は、現在のわが国の電信電話公社や国鉄が実施しているように、当然かかる計算との結びつきを持つ実際の「建設」（資本支出）に充当されねばならないことはいうまでもない。つまり財務会計上厳格なる資金的拘束をこれに伴わしめるのである。なお償却政策としては、所得課税の公平を期す意味で税務会計上の償却費は分別経理することにしてもよい。また、償却の限度を既存設備財産額（価値修正の必要ある場合はその額を含む）におくことが穏当であろう。

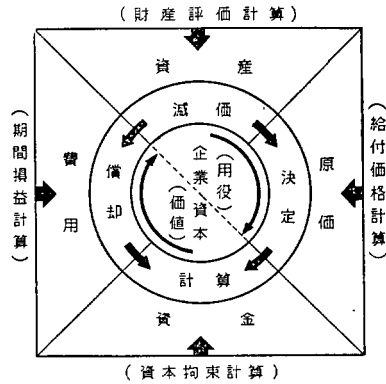
以上は新しい意味で考えられる減価償却、というよりは取替会計の考え方である。かかる構想の下において、会計上の収支との関連における諸「基礎概念」の相互関連がどのようになるかを最後に一つの試案として示しておくことにしよう。

いわゆる現実の収支を通しての会計数値による企業財務の会計管理は、債権、債務によってみられるごとく、将来の収支活動を内に含むものである。その将来の数値は、企業を計理主体としてみた場合、また今日の会計常識をもってすれば、必ずしも法律上確定された債権、債務に限られるべきものではない。負債性引当金のごときが、その最も典型的な事例である。

ところで、固定資産に関する会計管理、特に減価償却では、それが多年財産評価との交渉を問題としてきたために、これまでただ支出を前提とする費用計算面、ないしその結果としての資産価格の減少面のみを把握することが問題とされてきている。しかしながら、減価償却本来の目的を達成するためには、生産給付に基づく収益の獲得、即ち原価の資金化を伴わねばその実質的意味をなさないものである。従って、それは本来広い意味での資金収支会計上の収入項目とみられるべきものであった。事実、そのように考えられた時代もあった。また実際の資金計画ではそのように取扱われていることは周知のごとくである。とするならば、寧ろその収入に会計上の償却の事理的根拠を求め、他方、これにその源泉からの資本支出に対する拘束を附与するという面から償却計算の確実性を考える方がより実質的、かつ理論的であるように思われるのである。この場合、資産価格の問題は減価償却そのものとの関係では、第三次的に考慮されてよいものと思われる。というのは、資産価格はこれまでのように収益に対応(matching)せしめられる費用計算を介して算定さるべきものと解され、その費用としての償却額は、企業の生産物、すなわち給付価格の決定(料金設定)に際して、他の諸費用とともに算定さるべきものと解されるからである。しかして、償却計算の根拠は、既述のごとき意味における拘束を伴った更新資金でなければならぬと考えられるのである。

そこで、従来の財務会計上の通念としての資産、費用、原価と、ここにいうところの償却目標としての資金との関連を仮りに図型で示せばつぎのごとく表示することが出来る。

減価償却認識の側面図



上図の示すごとく、減価償却は、企業資本の循環過程の一環を価値計算的に把握するものであるが、その目的から分類すれば、財産計算、期間損益計算、給付価格計算、資金計算の四者に分たれる。しかし四者は、それぞれの視角においてこれを算定することが可能である。またそれぞれの立場における会計が計算形式として考えられる。しかしながら、これまで企業会計理論上、繰返し述べられているごとく、減価償却という会計手続が、企業資本維持のために採用されるものである以上、維持すべき価値としての資本は、まず何よりも資金でなければならぬ筈である。その資金の意味は、減価償却に関する限りにおいて、ここで会計的に理解されることは、企業設備を継続的に維持するための引当金、すなわち資本拘束計算ということである。

図型は、右のごとき認識を基礎として、他の三者の計算目的からみた減価償却に対する会計機能とその相互関連を示したものにほかならない。

われわれは、右図の示す如き関係において、減価償却を総合的、機能的に理解し、広義減価償却計算の本質を更新資金計算に求めるものである。それは、第一義的には、これまでの「資産・費用」の流れとしてではなく、「原価・資金」の流れにおいてこれを捕らえようとするものである。

なお、かかる図型の持つ意義については、さらに諸学説との関係において詳細な吟味と検討を要することはいうまでもない。ここでは、ただ、以上のごとき会計構想に基づき、減価償却に未来計画数値の導入をもたらすことの妥当性と、その計理構造上に

おける位置づけをなすにとどめておく。

(1) 昭和三十二年二月、通産省公益事業局は、「ガス料金算定要領を、取得原価主義、すなわち「有効かつ適正な投資額」を基礎とするレート・ベイス方式に基いて作成し、これを通達でもって示して実際に施行している。現在まで、東京ガスをはじめ、大阪ガス・東邦ガス・西部ガスの四大会社、並びに各地方の中小ガス会社の料金改訂がこの方式に基いて実施されてきている。また、電気事業については、同年十二月、電気料金調査会が設けられ、翌年十二月に同調査会の意見がまとめられたが、このとき同様のレート・ベイス方式を導入した答申が出されており、通産省当局は、原則的にはこれに則り「電気料金制度改正要綱」を昭和三十五年一月二十八日に制定し、今後の電気料金規制を実施しようとしている。

(2) Willard J. Graham; Public Utility Valuation, Reproduction Cost as a Basis for Depreciation and Rate-Base Determination, 1934. p. 21 ff. W. A. Paton; Accounting Policies of the Federal Power Commission—A Critique, The Journal of Accountancy, June, 1944. p. 432 ff. Willard J. Graham; Depreciation and Capital Replacement in an Inflationary Economy, The Accounting Review, July 1959. p. 367 ff.

拙稿「オリジナル・コスト・セオリーの問題点」企業会計・第四巻 一二号 三〇頁以下、同「公益企業料金決定原則としての「コスト主義の吟味」産業経理・第四巻 一二号 五三頁以下、同「料金統制に対する企業会計の限界」一橋論叢・第三〇巻 四号 三九二頁以下。